

第五次郡山市食育推進計画 (案)

令和8（2026）年3月

郡山市

目 次

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨	P 1
2 計画の位置づけ	P 2
3 計画の期間	P 2

第2章 食育推進の基本方針

1 基本理念	P 3
2 基本方針	P 3
3 重点事項	P 3
4 目標項目・推進の方向性・具体的取り組み内容	P 4

第3章 食育推進の取り組み

1 家庭・地域における食育の推進	P 7
(1) ライフステージに応じた支援	P 7
① 妊産婦の健康的な食習慣への支援	P 7
② こどもの発達段階に応じた保護者等への支援	P 8
③ 若い世代に対する食育推進	P 8
④ 高齢者の低栄養予防・改善	P 8
(2) 生活習慣病の予防及び改善につながる食育推進	P 9
(3) 望ましい食習慣や知識の習得	P 9
(4) 歯科保健活動を通じた食育推進	P 10
(5) こども食堂における食育の推進	P 10
(6) ボランティアの育成及び活動支援	P 10
(7) 食品関連事業者等への食育推進	P 11
(8) 職場における従業員等の健康に配慮した食育の推進	P 11
(9) ワーク・ライフ・バランスの推進	P 11
(10) 専門的知識を有する人材の活用	P 11
(11) 地域の食文化の魅力再発見と継承の取り組み	P 12

(12) 地域における共食の推進	P12
(13) 災害時に備えた食育の推進	P12
2 保育所・幼稚園・学校における食育の推進	P13
(1) 望ましい食習慣の確立	P13
(2) 食と農に関する体験学習の実施	P13
(3) 給食内容の充実	P14
(4) 指導体制の充実	P14
(5) 食文化継承のための活動	P14
(6) 歯科保健活動を通じた食育推進	P15
(7) 食育による健康状態の改善等の推進	P15
3 食育推進運動の展開	P16
(1) 食育に関する市民の理解の促進	P16
(2) 民間団体・関係機関との連携	P16
(3) 食育月間及び食育の日の実施	P16
4 食と農の連携や環境と調和のとれた持続可能な食育の推進	P17
(1) 都市と農山村の交流と農業体験活動の促進	P17
(2) 地産地消の推進と地場産物のPR	P17
(3) 食と農に関する学習機会や情報提供の促進	P18
(4) 食品ロス削減及び食品リサイクルの推進	P18
(5) 農林業者等による食育推進や農山村の維持・活性化の支援	P19
(6) 環境と調和のとれた食料生産と消費の推進	P19
5 安全・安心な食生活からの食育の推進	P20
(1) 食の安全に関する情報提供	P20
(2) 食品の安全性の確保	P20
(3) リスクコミュニケーションの実施	P21
(4) 食品表示の適正化	P21
(5) 農林水産物等の放射性物質対策及び情報発信	P21
〈ライフステージに応じた食育の推進〉	P22

第4章 食育の推進体制

- | | | |
|---------------|-------|-----|
| 1 推進体制・関係者の役割 | _____ | P24 |
| 2 計画の進行管理と評価 | _____ | P24 |

資料編

○ 食をめぐる現状と課題 _____ P25

- | | | |
|------------|-------|-----|
| 1 人口・世帯数 | | P26 |
| 2 市民の健康 | | P27 |
| 3 市民の食生活 | | P30 |
| 4 食育への関心 | | P36 |
| 5 食品ロス・食と農 | | P37 |
| 6 食の安全・安心 | | P38 |

○ 参考資料 _____ P42

- | | | |
|--------------------------|-------|-----|
| ・郡山市健康づくり推進懇談会開催要綱 | | P42 |
| ・郡山市健康づくり推進懇談会委員名簿 | | P43 |
| ・郡山市健康づくり推進懇談会連絡調整会議設置要綱 | | P44 |
| ・計画策定までの経過 | | P47 |
| ・食育基本法 | | P48 |

食育ピクトグラム

食育の取り組みをこどもから大人まで誰にでもわかりやすく発信するため、表現を単純化した絵文字です。



第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

食は、全ての世代が健康で生きいきと生活していくために欠かせないものです。健全な食生活を通して生活習慣病予防や健康寿命の延伸を目指すとともに、どの世代においてもおいしく楽しく食べられることが大切です。そのためには、持続可能な環境のもとで食料を生産、流通、消費していくことを理解しながら食生活を送ることが重要です。

「国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむ」（食育基本法第1条）ことを目的として、平成17（2005）年6月に食育基本法（平成17年法律第63号）が制定されました。国においては平成18（2006）年度に食育推進基本計画を策定し、現在は「第4次食育推進基本計画〔令和3（2021）年度から令和7（2025）年度〕」に基づき、食育を推進しています。

同法に基づき、本市では平成21（2009）年に「郡山市食育推進計画〔平成21（2009）年度から平成24（2012）年度〕」を策定し、現在は「第四次郡山市食育推進計画〔令和5（2023）年度から令和7（2025）年度〕」に基づき、食育を推進してきました。

高齢化が進む中で健康寿命の延伸や生活習慣病の予防は引き続き課題であり、栄養バランスに配慮した食生活の重要性は増しています。

しかしながら、社会情勢、生活環境の変化に伴い、食生活のあり方や価値観は大きく変化しており、市民の食生活の状況では、朝食摂取率の低下、健康維持のための食生活への意識の低下などが見られます。

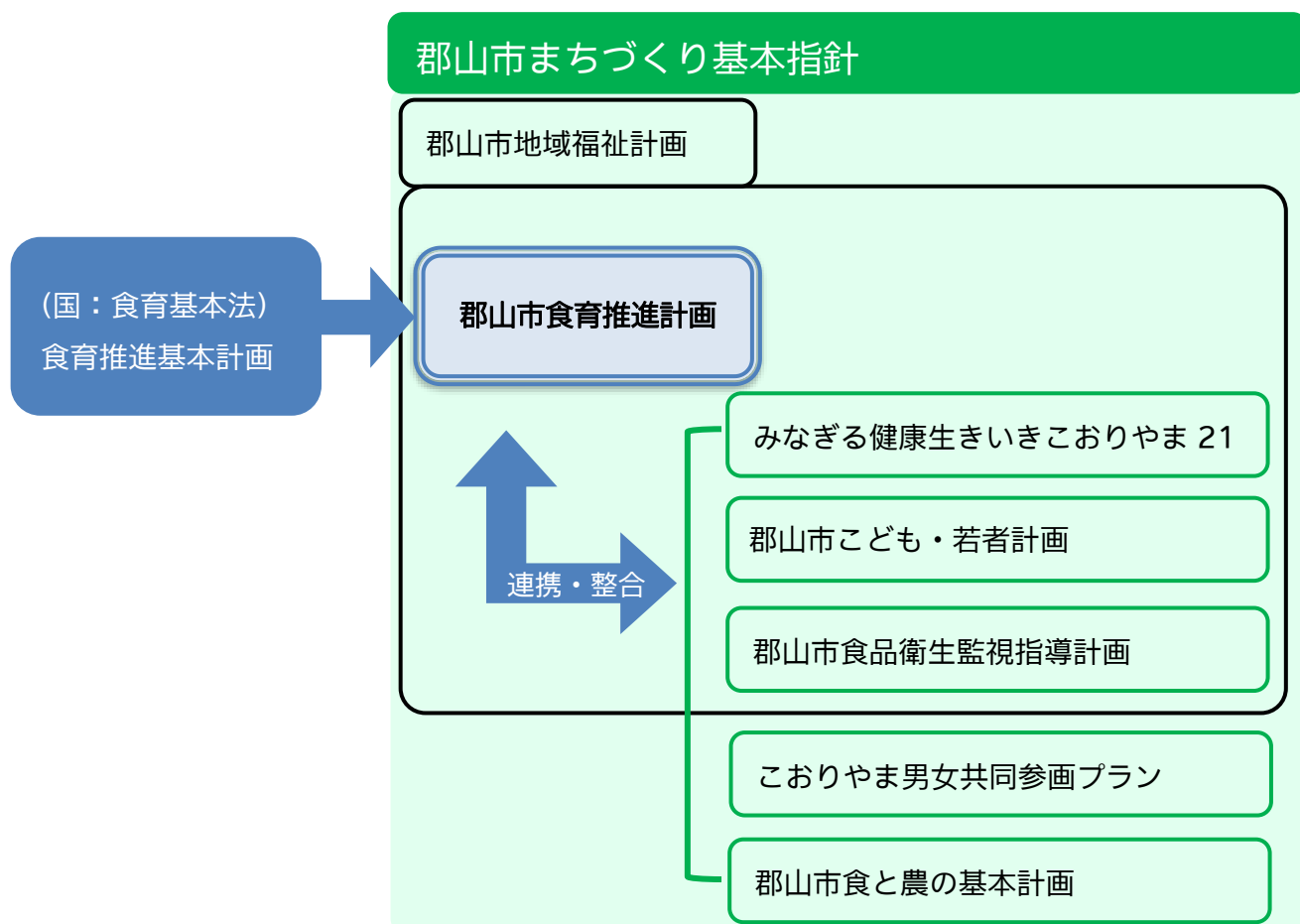
また、食の供給面では、農林漁業者の減少・高齢化が進む中、カロリーベースの食料自給率は40%を下回っており、食料の多くを海外からの輸入に頼っている一方で食品ロスが課題となっている状況があります。食育を展開するにあたっては、農林水産業の生産現場の実態や環境と調和のとれた食料生産、消費等について理解しながら食生活を営むことも重要です。

こうした状況の中で、食育を展開していくには ICT 等のデジタル技術の有効活用も含めた効果的な情報発信や、行政だけでなく食育関係者の連携・協働の取り組みが必要です。

このような情勢を踏まえ、食育に関する取り組みを総合的かつ計画的に推進するため、第五次郡山市食育推進計画を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、食育基本法第 18 条に基づく市町村食育推進計画として、本市の食育推進に関する基本的事項を定めるものです。実施にあたっては、最上位計画である「郡山市まちづくり基本指針」の個別計画として位置づけるとともに、本市関連計画との整合性を図ります。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和 8（2026）年度を初年度として、令和 12（2030）年度までの 5 年間とします。

ただし、計画期間中に状況の変化などが生じた場合には、必要に応じて、計画内容を見直すものとします。

年度	R3 2021	R4 2022	R5~7 2023~2025	R8 2026		R11 2029	R12 2030
(国) 食育基本計画	第四次			第五次			
(市) 郡山市食育推進計画	第三次 (2018~2022)	第四次		第五次			
						評価	

第2章 食育推進の基本方針

1 基本理念

「食育」を通し、「健康で安心して生きいきと暮らせるまち こおりやま」

2 基本方針

- ① 食で健康な“こころ”と“からだ”をつくる
- ② 食を楽しみ、みんなで食育をつなげる
- ③ 安全・安心な郷土の産物を愛し、食文化をつたえる

3 重点事項

(1) 切れ目のない生涯を通じた食育の推進

全ての世代が健康で生きいきと生活していくためには、生活習慣病の予防や健康寿命の延伸を目指し、市民が生涯にわたって健全な食生活を実践することが重要です。そのため、妊産婦、乳幼児から高齢者に至るまで、家庭、学校・保育所等、地域の各段階において、切れ目のない生涯を通じた食育を推進します。

(2) 持続可能な食を支える食育の推進（SDGs）

健全な食生活を送るためには、その基盤として持続可能な環境が不可欠であり、食料の生産から消費に至るまでの食の循環が環境に与える影響に配慮し、環境と調和のとれた食料生産への理解、食品ロスの削減など食育関係者を含む市民が一体となって、食を支える環境の持続に資する食育を推進します。

(3) 多様な食環境に対応した誰一人取り残さない食育の推進

食環境の多様化が進む中においても、健康に対する意識の高さに関わらず誰もが自然に健康になれるような食環境づくりや、ICT※1等のデジタル技術の有効活用も含めた情報発信等により、誰一人取り残さない食育の推進を目指します。

※1 ICT：情報通信技術（Information and Communication Technology）の略で、情報伝達やコミュニケーションを可能にする技術全般。

4 目標項目・推進の方向性・具体的取組内容

食育の推進にあたり、施策の成果や達成度を測る指標として目標値を設定し取り組みを進めます。

目標No.	目標項目		現状値※ (2024年)	目標値 (2030年)
1	肥満の人の割合の減少	成人男性	32.2%	30%
		成人女性	20.2%	18%
2	やせの人の割合の減少	高校生～20歳代	20.3%	15%
3	自分の適正体重を認識している人の割合の増加	成人	79.8%	90%
4	健康維持のために食生活を心がけている人の割合の増加	成人	71.4%	80%
5	毎日朝食を食べる人の割合の増加	幼児	96.4%	100%
		小学生	97.2%	100%
		中学生	94.8%	100%
		高校生	81.2%	90%
		20・30歳代	61%	85%
6	主食・主菜・副菜を1日2回以上ほとんど毎日食べている人の割合の増加	成人	47%	50%
7	毎日野菜をほとんど食べない人の割合の減少	成人	43.9%	40%
8	毎日野菜をほとんど食べない人の割合の減少	成人	43.9%	40%
9	毎日果物をほとんど食べない人の割合の減少	20歳代～50歳代	41.9%	35%
10	塩分をとり過ぎないように意識している人の割合の増加	成人	71.3%	75%
11	こども（幼児）に時間と量を決めておやつを与えている保護者の割合の増加	1～4歳児の保護者	59.2%	60%
12	ゆっくりよく噛んで食べる人の割合の増加	成人	47.6%	55%
13	外食や食品購入時に栄養成分表示を参考にしている人の割合の増加	中学生～成人	54.4%	60%
14	栄養成分表示をしている施設の割合の増加		69.5%	85%
15	健康に配慮したメニューの提供をしている施設の割合の増加		58.1%	60%
16	食育推進ボランティアの活動回数の増加		54回/年	60回/年
17	栄養教諭による地場産物に係る食に関する指導の平均取組回数の増加		月7回	月12回以上
18	学校給食における郡山産農産物の使用割合の増加		17%	20%
19	郡山産米「あさか舞」による米飯給食実施回数の増加		3.5回/週	4回/週
【目標No.2再掲】毎日朝食を食べる人の割合の増加（幼児～中学生）				
【目標No.11再掲】こども（幼児）に時間と量を決めておやつを与えている保護者の割合の増加				
20	①食育に関心がある人の割合の増加	成人	80.5%	90%
21	②農林漁業体験を経験したことがある人の割合の増加	成人	69.6%	70%
22	③産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ人の割合の増加	成人	57.9%	70%
23	④環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ人の割合の増加	成人	37.2%	55%
24	⑤収去検査の違反件数		0件	0件
【目標No.13再掲】外食や食品購入時に栄養成分表示を参考にしている人の割合の増加				

※現状値：1～15（5の小・中学生除く）、20～23：食育に関するアンケート

5（小・中学生）：児童生徒の朝食摂取状況調査

16～19、24：事業実績

推進の方向性	具体的取り組み内容
1 家庭・地域における食育の推進	(1) ライフステージに応じた支援 ① 妊産婦の健康的な食習慣への支援 ② こどもの発達段階に応じた保護者等への支援 ③ 若い世代に対する食育推進 ④ 高齢者の低栄養予防・改善 (2) 生活習慣病の予防及び改善につながる食育推進 (3) 望ましい食習慣や知識の習得 (4) 歯科保健活動を通じた食育推進 (5) こども食堂における食育の推進 (6) ボランティアの育成及び活動支援 (7) 食品関連事業者等への食育推進 (8) 職場における従業員等の健康に配慮した食育の推進 (9) ワーク・ライフ・バランスの推進 (10) 専門的知識を有する人材の活用 (11) 地域の食文化の魅力再発見と継承の取り組み (12) 地域における共食の推進 (13) 災害時に備えた食育の推進
2 保育所・幼稚園・学校における食育の推進	(1) 望ましい食習慣の確立 (2) 食と農に関する体験学習の実施 (3) 給食内容の充実 (4) 指導体制の充実 (5) 食文化継承のための活動 (6) 歯科保健活動を通じた食育推進 (7) 食育による健康状態の改善等の推進
3 食育推進運動の展開	(1) 食育に関する市民の理解の促進 (2) 民間団体・関係機関との連携 (3) 食育月間及び食育の日の実施
4 食と農の連携や環境と調和のとれた持続可能な食育の推進	(1) 都市と農山村の交流と農業体験活動の促進 (2) 地産地消の推進と地場産物のPR (3) 食と農に関する学習機会や情報提供の促進 (4) 食品ロス削減及び食品リサイクルの推進 (5) 農林業者等による食育推進や農山村の維持・活性化の支援 (6) 環境と調和のとれた食料生産と消費の推進
5 安全・安心な食生活からの食育の推進	(1) 食の安全に関する情報提供 (2) 食品の安全性の確保 (3) リスクコミュニケーションの実施 (4) 食品表示の適正化 (5) 農林水産物等の放射性物質対策及び情報発信



ごはんを中心とした「日本型食生活」のススメ

ごはんを中心に、魚、肉、牛乳・乳製品、野菜、海藻、豆類、果物など多様な副食などを組み合わせ、栄養バランスに優れた食生活です。

主食

ごはんはいろいろなメニューに合わせやすい食材です。消化もゆっくりと進み、腹もちがよいです。

主菜

肉や魚、大豆などが主材料の料理。主に体をつくるもとになる栄養素が含まれます。

【油や塩分には注意!】

たのしみな食事のメインですが、油っぽいもの、塩分のとり過ぎには注意しましょう。

牛乳・乳製品

おやつや食後のデザートとして、1日のどこかで取り入れましょう。

副菜

野菜、きのこ、海藻、いもなどが主材料の料理。主に体の調子を整える栄養素が含まれます。

【副菜は不足しがちです!】

外食のときや、お惣菜を買うときも、サラダや野菜のおかずを一品足しましょう。

果物

旬の果物で季節感をプラス。



和食;伝統的な食文化

「和食;伝統的な食文化」がユネスコ無形文化遺産に登録されました。

1 多様で新鮮な食材とその持ち味の尊重

日本は、海、山、里と表情豊かな自然が広がっているため、各地で地域に根差した多様な食材が用いられています。また、素材の味わいを活かす調理技術・調理道具が発達しています。

2 健康的な食生活を支える栄養バランス

一汁三菜を基本とする日本の食事スタイルは理想的な栄養バランスと言われています。また、「うま味」を上手に使うことによって動物性油脂の少ない食生活を実現しています。

3 自然の美しさや季節の移ろいの表現

食事の場で、自然の美しさや四季の移ろいを表現することも特徴のひとつです。季節の花や葉などで料理を飾りつけたり、季節に合った調度品や器を利用したりして、季節感を楽しみます。

4 正月などの年中行事との密接な関わり

日本の食文化は、年中行事と密接に関わって育まれてきました。自然の恵みである「食」を分け合い、「食」の時間を共にすることで、家族や地域の絆を深めてきました。

11月は「和ごはん月間」／11月24日は「和食の日」

第3章 食育推進の取り組み

1 家庭・地域における食育の推進



家庭では基本的な生活習慣づくりへの意識を高め、生涯にわたって切れ目なく、心身の健康の増進と豊かな人間性を育む基盤をつくることが重要です。特に子どもにとっては、保護者が与える影響が大きいので、子どもと保護者両方に食育を推進することが大切であり、健全な食生活の実践に向けた「大人の食育」をあわせて推進することが重要です。

また、ライフスタイルや食環境の多様化が進む中で、健康意識の高さに関わらず誰もが健全な食生活を身につけるためには、適切な情報提供や食の選択の幅を広げるなどの食環境づくりや、家庭、職場、地域等の各場面において、関係団体との連携・協働を図りながら、生涯を通じた食育の推進がより一層必要です。

(1) ライフステージに応じた支援

① 妊産婦の健康的な食習慣への支援

- 妊産婦に対し、妊娠期及び授乳期における望ましい食生活の普及を図るために「妊娠前から始める妊産婦のための食生活指針」などの情報提供や栄養指導、相談を行います。

主な取り組み	担当課
○ 母子健康手帳交付時に冊子の提供	こども家庭課
○ 妊婦さんのデンタルケアでの食生活アドバイス	こども家庭課
○ 窓口・電話での栄養相談	こども家庭課

『妊娠前から始める妊産婦のための食生活指針』

- ・妊娠前から、バランスのよい食事をしっかりととりましょう
- ・「主食」を中心に、エネルギーをしっかりと
- ・不足しがちなビタミン・ミネラルを、「副菜」でたっぷりと
- ・「主菜」を組み合わせるとたんぱく質を十分に
- ・乳製品、緑黄色野菜、豆類、小魚などでカルシウムを十分に
- ・妊娠中の体重増加は、お母さんと赤ちゃんにとって望ましい量に
- ・母乳育児も、バランスのよい食生活のなかで
- ・無理なくからだを動かしましょう
- ・たばこやお酒の害から赤ちゃんを守りましょう
- ・お母さんと赤ちゃんのからだと心のゆとりは、周囲のあたたかいサポートから



妊娠前から始める
妊産婦のための食生活指針

② こどもの発達段階に応じた保護者等への支援

- 乳児期は、「授乳・離乳の支援ガイド」に基づく授乳や離乳食の進め方について、離乳食教室や相談を通して普及し、支援します。
- 幼児期は、早寝早起き朝ごはんなど健全な食生活や基本的な生活習慣の形成を図るための情報提供や相談を行います。
- こどもが自分で料理をつくるという体験や食を楽しむ機会を提供します。

主な取り組み	担当課
○ 離乳食教室、離乳食の動画配信	保健所健康づくり課
○ 食生活サポーターによる地区活動への支援	保健所健康づくり課
○ 窓口、電話での栄養相談	こども家庭課・保健所健康づくり課
○ 1歳6か月児健診・3歳児健診での栄養相談	こども家庭課・保健所健康づくり課
○ すくすく相談での栄養相談	こども家庭課
○ ニコニコこども館ファミリーひろばでの育児相談	子育て給付課
○ 移動サロンでの親子でクッキング	子育て給付課
○ 「ベップキッズこおりやま」におけるベップキッチン(クッキング)	子育て給付課
○ 子育て講座(「楽クッキング教室」、「食品、食材の選び方」講座)	子育て給付課

③ 若い世代に対する食育推進

- ウェブサイトやSNSなどICTを活用した取り組みの充実を図り、若い世代に「食」に関する情報を提供します。

主な取り組み	担当課
○ ウェブサイト、SNSなどを活用した情報の発信	保健所健康づくり課

④ 高齢者の低栄養予防・改善

- 高齢者に対して、低栄養状態の予防や改善のため「食」に関する情報の提供を行い、要介護状態にならないよう食生活を支援します。
- 在宅療養者に対する食事支援などを行います。

主な取り組み	担当課
○ 各種健康教室	保健所健康づくり課・地域包括ケア推進課
○ 食生活サポーターによる地区活動への支援	保健所健康づくり課
○ 栄養教育・相談など	保健所健康づくり課・地域包括ケア推進課
○ 配食サービス活用事業	地域包括ケア推進課

(2) 生活習慣病の予防及び改善につながる食育推進

- 食塩摂取量の減少や野菜摂取量の増加など生活習慣病の予防及び改善につながるよう、各種健康教室等を行います。
- 食生活サポーターによる普及啓発を行います。

主な取り組み	担当課
○ 各種健康教室	保健所健康づくり課
○ 食生活サポーターによる地区活動への支援	保健所健康づくり課
○ ベジライフ推進事業（野菜摂取量の増加を目的とした講話等）	保健所健康づくり課

(3) 望ましい食習慣や知識の習得

- 食品ロス削減や食品表示などについて、周知啓発を行います。
- 望ましい食習慣として国が進める「食育ガイド」、「スマート・ライフ・プロジェクト」などの周知啓発を行います。
- デジタル機器（推定野菜摂取量測定器）を活用し摂取量等を見える化することで、食生活を見直すきっかけ作りを行います。

主な取り組み	担当課
○ 消費生活センター出前講座	セーフコミュニティ課
○ 食品表示等についての展示やパンフレットの配布	セーフコミュニティ課
○ 食生活サポーターによる地区活動への支援	保健所健康づくり課
○ 各種健康教室	保健所健康づくり課・地域包括ケア推進課
○ ベジライフ推進事業（1日の推定野菜摂取量の測定等）	保健所健康づくり課

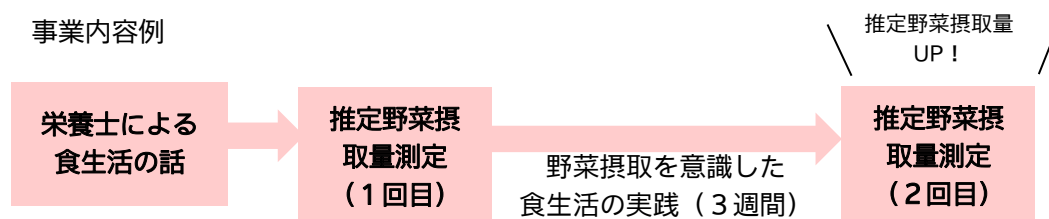
ベジライフ推進事業

働き世代を対象に、推定野菜摂取量測定器で現在の1日の推定野菜摂取量を見える化しながら、野菜摂取を含む望ましい食生活を応援します。



推定野菜摂取量測定器

事業内容例



(4) 歯科保健活動を通じた食育推進

- 歯科口腔保健の推進に関する法律に基づいた、摂食・嚥下などの口腔機能について、乳幼児期における機能獲得から高齢期における機能の維持・向上など、生涯を通じてそれぞれの時期に応じた歯と口の健康づくりを行います。
- 「8020 運動^{※2}」「嚥ミング 30^{※3}」の推進や各ライフステージに応じた食べ方の支援、食品の物性に応じた窒息や誤嚥防止を含めた食べ方の支援など、歯科保健分野からの食育推進を行います。

主な取り組み	担当課
○ 幼児健診や幼児虫歯予防教室（目指せ！320 教室）	こども家庭課
○ 介護予防健康教室などでの講話・実技指導	地域包括ケア推進課
○ 健康教育や相談の場においての普及啓発、地区や企業において住民教育の実施	保健所健康づくり課

※2 8020 運動：80 歳になっても自分の歯を 20 本以上保とうという運動。

※3 嚥ミング 30：食事のときに、一口 30 回以上嚥むことを目標とするためのキャッチフレーズ。

(5) こども食堂における食育の推進

- こども食堂運営団体に対し、食料品等の購入費等への支援を実施します。
- こども食堂運営団体が実施するこどもの居場所づくり活動に対し、補助金を交付します。

主な取り組み	担当課
○ こども食堂運営団体の活動支援	こども総務企画課
○ こどもの居場所づくりの活動経費補助	こども総務企画課

(6) ボランティアの育成及び活動支援

- 市民の生活に密着した活動を行っているボランティア組織の活性化とその活動成果の向上につながる環境整備を図り、ボランティア組織が地域での食育推進の中核的役割を担うことができるよう支援します。

主な取り組み	担当課
○ 食生活サポーターの育成研修会	保健所健康づくり課
○ 食生活サポーターによる地区活動への支援	保健所健康づくり課
○ 食育推進ボランティアの養成・派遣・研修会	保健所健康づくり課

(7) 食品関連事業者等への食育推進

- 飲食店や食料品販売店等と協働し、健康に配慮したメニューの提供や食品の販売、栄養・食生活などに関する情報提供を推進することで、誰もが健康になれる食環境づくりに取り組みます。
- 給食施設などを通じて健康的な食事ができる環境づくりや、家庭で適切な食事の選択につながるような取り組みを推進します。

主な取り組み	担当課
○ 「こおりやま食の健康応援店」事業	保健所健康づくり課
○ 特定給食施設等に対する情報提供・研修会	保健所健康づくり課

(8) 職場における従業員等の健康に配慮した食育の推進

- 従業員に健康管理に関する情報提供を実施することで、従業員の健康意識の向上を目指すとともに、企業の健康経営を支援します。

主な取り組み	担当課
○ ベジライフ推進事業（野菜摂取量の増加を目的とした講話等）	保健所健康づくり課
○ 健康教育、きらめき出前講座	保健所健康づくり課

(9) ワーク・ライフ・バランスの推進

- 家庭における共食や栄養バランスのよい食事がとれる生活時間を増やせるよう、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進します。

主な取り組み	担当課
○ 労働情報発信事業（ウェブサイト・SNS）	産業雇用政策課
○ 男女共同参画学習サポート事業「さんかく教室」（出前講座）	ダイバーシティ推進課

(10) 専門的知識を有する人材の活用

- 食に関する専門的知識を有する人材を活用します。

主な取り組み	担当課
○ 教室等での在宅栄養士等の活用	保健所健康づくり課

こおりやま食の健康応援店

食を通して市民の健康づくりに取り組む店舗等を「こおりやま食の健康応援店」として登録し、健康情報資料や食育 POP の設置にご協力いただきます。



(11) 地域の食文化の魅力再発見と継承の取り組み

- 地域や団体の活動などにより、郷土料理や伝統野菜を始めとする伝統食材などの魅力の再発見を行います。

主な取り組み	担当課
○ 食生活サポーターによる地区活動への支援	保健所健康づくり課
○ 農家民宿や農業体験活動を行う農業者などに関する情報発信・支援	農業政策課
○ こおりやま食のブランド推進協議会の運営	園芸畜産振興課
○ 6次産業化プロジェクト	園芸畜産振興課

(12) 地域における共食の推進

- 高齢者など地域での共食の場づくりの活動を支援します。
- こども食堂など共食の場をつくる団体の活動を支援します。

主な取り組み	担当課
○ 食生活サポーターによる地区活動への支援	保健所健康づくり課
○ こども食堂運営団体の活動支援	こども総務企画課

(13) 災害時に備えた食育の推進

- 家庭及び給食施設における食料品の備蓄について普及啓発をおこないます。

主な取り組み	担当課
○ ウェブサイト、広報等による周知	保健所健康づくり課
○ 特定給食施設等への周知	保健所健康づくり課

災害時の備え 農林水産省「災害に備えた食品ストックガイド」

家庭備蓄の例 1週間分 / 大人2人の場合

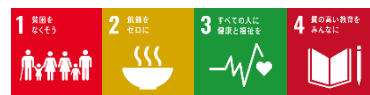
必需品	水 2L×6本×4箱 ※1人1日およそ3L程度 (飲料水+調理用水)	お好みのお茶や清涼飲料水なども、あると便利!	カセットコンロ・カセットボンベ×12本 ※1人1週間およそ6本程度
主食 エネルギー 炭水化物	米 2kg×2袋 ※1袋消費したら1袋買い足す(1人1食75g程度)	乾麺(うどん・そば・そうめん・パスタ) ・そうめん2袋(300g/袋) ・パスタ2袋(600g/袋)	その他(適宜) ・LL牛乳 ・シリアルなど
主菜 たんぱく質	カップ麺類×6個	バックご飯×6個	レトルト食品 ・牛丼の素、カレー等18個 ・パスタソース6個
副菜 その他(適宜)	日持ちする野菜類 ・たまねぎ、じゃがいも等	梅干し、のり、乾燥わかめ等	缶詰(肉・魚) ・お好みのもの18缶
	野菜ジュース、果汁ジュース等	調味料 ・砂糖、塩、しょうゆ、めんつゆ等	インスタントみそ汁や即席スープ
		チョコレートやビスケットなどの菓子類も大事!	

高齢者、乳幼児、慢性疾患の方、食物アレルギーの方などへ配慮した食品は別に用意しましょう。



災害時に備えた
ストックガイド

2 保育所・幼稚園・学校における食育の推進



保育所・幼稚園・学校は、こどもへの食育を進めていく場として重要な役割を担っています。この時期は、心身の成長とともに食習慣の基礎ができる大切な時期であるため、積極的な食育の推進に努める必要があります。

また、さまざまな学習や体験活動を通し、食や農に関する学びの充実を図ることで、食と健康や食料生産と自分の食卓がつながっていることを実感できるようにすることも重要です。

(1) 望ましい食習慣の確立

- 乳幼児期における食習慣の確立や「食べる力」・「感謝の心」・「郷土愛」を育み、「早寝早起き朝ごはん運動」を普及するため、家庭との連携強化や食に関する指導を行い、食育の推進を図ります。

主な取り組み	担当課
○ 食育計画に基づいた保育の実施	保育課
○ 個々に合わせた離乳食の提供	保育課
○ 給食だよりの配布、市ウェブサイトへの掲載	保育課
○ 早寝早起き朝ごはん運動	学校管理課
○ 栄養教諭等派遣事業	学校管理課
○ 給食だより・食育通信の配布	学校管理課
○ タブレットを活用した食育授業	学校管理課
○ ICTを活用した部活動支援事業(スポーツと食・栄養についての講義)	スポーツ振興課

(2) 食と農に関する体験学習の実施

- こどもたちが農作物の栽培や収穫などを通して、食に関する知識や関心を高めるため、体験学習等を実施します。

主な取り組み	担当課
○ 野菜などの栽培	保育課
○ 郡山市民食糧問題懇話会による学校農園奨励事業への協力	農業委員会
○ 郡山農業青年会議所による食育推進事業への協力	農業委員会

(3) 給食内容の充実

- 給食は「生きた教材」であることから、多様な食に触れる機会を確保し、地場産物や国産食材の活用及び本市の伝統的な食文化について理解を深めるため、季節に応じた郷土食や行事食などを提供します。
- 保育所では家庭と密接に連携を図り、個人差に十分配慮しながら発育発達段階に応じた給食を提供します。

主な取り組み	担当課
○ 各保育所などにおけるこどもの発育発達段階に応じた給食の提供	保育課
○ 季節に応じた郷土食や行事食などの提供	保育課・学校管理課
○ 郡山産農産物を取り入れた、安全・安心な給食の提供	学校管理課

(4) 指導体制の充実

- 保育所及び小中学校では食育に関する計画を作成し、計画に基づき食育を推進します。
- 給食・食育関係者を中心に、全職員が食育に対する意識を高め、指導力の向上を図るため、会議や研修会の開催を通して、食育の情報提供に努めます。

主な取り組み	担当課
○ 調理員などを対象とした食育研修	保育課
○ 各保育所による食育計画書の作成	保育課
○ 郡山市立小中学校における「食育推進の手引き」の活用	学校管理課
○ 各小中学校の食育推進全体計画の作成	学校管理課
○ 給食センター栄養職員による「食に関する指導」の実施	学校管理課
○ 給食・食育関係職員への研修会など	学校管理課

(5) 食文化継承のための活動

- 給食や食に関する指導において、和食や郷土料理などの伝統的な食文化の継承に努めます。

主な取り組み	担当課
○ 行事食を取り入れた給食の提供	保育課・学校管理課
○ 郷土料理、和食などを取り入れた給食の提供	学校管理課

(6) 歯科保健活動を通じた食育推進

- 歯科口腔保健領域では、「食べる器官」である歯と口の視点から、乳幼児期からの「飲み方、噛み方、味わい方」など「食べ方を育てる」食育を推進します。
- この時期は乳歯から永久歯へ移行する時期であり、歯や口の健康が「食べる」という機能面に大きく影響するため、「噛ミング 30」をはじめとする歯科保健分野からの食育推進を行います。

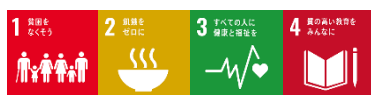
主な取り組み	担当課
○ 歯磨き指導	こども家庭課・保健所健康づくり課
○ フッ化物洗口（継続意向がある小学校で実施）	学校管理課
○ 給食後の歯磨き指導、保健だよりによるむし歯予防の情報提供	保育課・学校管理課
○ 授業や学級活動、保健だよりによる歯科情報の周知	学校管理課

(7) 食育による健康状態の改善等の推進

- 児童生徒の健康状態を把握し、健康状態の改善などに必要な知識を普及するとともに、望ましい食習慣の形成に向けた取り組みを行います。

主な取り組み	担当課
○ 特定給食施設における肥満・やせが増加している施設への助言・指導	保健所健康づくり課
○ 肥満傾向の児童の保護者に対し、健康診断の結果を提示・意識付け	保育課
○ 各学校で教職員・学校医と連携し、食の課題を含めた健康課題の対応	学校管理課
○ 学校栄養職員がいない学校による栄養教諭派遣事業などの活用	学校管理課

3 食育推進運動の展開



市民一人ひとりが食育への理解を深め、家庭環境や食環境の多様化が進む中でもライフステージに応じて生活の中で実践し、市民運動として継続的に展開することが必要です。そのため、民間団体などとの相互連携を図り、多様なニーズに対応した取り組みを支援し、幅広い分野において食育を推進する必要があります。

(1) 食育に関する市民の理解の促進

- 食をめぐる課題や食育の意義・必要性などについての市民の理解を深め、自ら食育に関する活動ができるよう、具体的な実践方法や食育活動について、各種イベントなどを通して、周知啓発を図ります。

主な取り組み	担当課
○ 庁内放送、リーフレットの配布、展示	保健所健康づくり課
○ ウェブサイト、SNS を活用した周知	保健所健康づくり課

(2) 民間団体・関係機関との連携

- 食育推進運動の展開にあたっては、多様な関係者の主体的な取り組みを促すとともに、横断的な連携・協働を呼びかけ、関係者相互間の情報及び意見の交換を促進し、協働体制の構築などを推進します。
- 飲食店や食料品販売店等と協働し、栄養・食生活などに関する情報提供等を行うことで、食育を推進します。
- 本市を拠点として活動するプロスポーツチーム等と連携し、食育を推進します。

主な取り組み	担当課
○ 健康づくり推進懇談会	保健所健康づくり課
○ 「こおりやま食の健康応援店」事業	保健所健康づくり課
○ プロスポーツチーム等との連携による食育の推進	スポーツ振興課

(3) 食育月間及び食育の日の実施

- 毎年6月の食育月間及び毎月19日の食育の日の周知啓発や効果的な取り組みを通し、継続的な食育推進運動を行っていくことで、さらに市民の食育に対する理解を深め、食育の一層の充実と定着を図ります。

主な取り組み	担当課
○ 庁内放送・展示・各種イベントを通しての周知	保健所健康づくり課
○ 食育の日「毎月19日」に食育に関連した給食の提供	学校管理課



4 食と農の連携や環境と調和のとれた持続可能な食育の推進

食料の生産から消費等に至るまでの食の循環は、多くの人の様々な活動に支えられています。生産者と消費者との交流、農林漁業体験、地産地消の推進等を通して、市民の食卓と生産現場の距離を縮める食育の推進が必要です。

また、持続可能な食料の循環に向け、環境と調和のとれた持続可能な食料生産とその消費への理解を深める食育の推進も重要です。

(1) 都市と農山村の交流と農業体験活動の促進

- 食と食を生み出す場である農林漁業に対する関心と理解を高めるため、消費者と生産者の交流を促進します。
- 農林漁業体験活動を促進するため、情報提供の強化や受入体制の整備などを進めます。

主な取り組み	担当課
○ ウェブサイトによる市民菜園開設状況についての情報提供	園芸畜産振興課
○ ふれあい体験農園	園芸畜産振興課

(2) 地産地消の推進と地場産物の PR

- 地域特性を活かして生産される野菜などのブランド化を推進するとともに、農・商・工・観光連携による新たな特産品づくりや PR を支援します。
- 本市のブランド産品や特産品の PR の場となる各種イベント（直売会、フェスティバルなど）の支援と積極的な参加に努めます。
- 生産者の取り組み等を伝え、地産地消につながるよう支援します。
- 郡山市産米の消費拡大の推進に関する条例に基づき、毎月8日の『こおりやま「お米の日」』を活用しながら、事業者や市民と一体となり、米粉の普及も含めた地元産米の消費拡大を推進します。

主な取り組み	担当課
○ こおりやま産業博の支援	農業政策課
○ 特産品の開発支援と首都圏などでの販売イベントでの PR	園芸畜産振興課
○ 市場料理教室	総合地方卸売市場管理事務所
○ 首都圏や姉妹都市などで開催する観光物産フェア等での PR	観光政策課
○ フロンティアファーマーズ（生産者のインタビュー記事・写真掲載）	園芸畜産振興課
○ 毎月8日『こおりやま「お米の日」』に合わせた各種 PR や郡山市産	園芸畜産振興課

米の消費拡大	
--------	--

(3) 食と農に関する学習機会や情報提供の促進

- 市民が意欲的に「食」と「農」について学習できる環境づくりを目指します。

主な取り組み	担当課
○ 教育研究機関との連携協定を通じた公開授業等の開催	農業政策課
○ きらめき出前講座	農業政策課・園芸畜産振興課
○ ふれあい体験農園	園芸畜産振興課
○ 郡山市民食糧問題懇話会による農産加工体験への協力	農業委員会

(4) 食品ロス削減及び食品リサイクルの推進

- 消費者自らが食品ロスの削減を意識した消費行動などを実践する自覚の形成を図るため、周知啓発を行います。
- 食品廃棄物の発生抑制や再生利用（食品リサイクル）など普及啓発のため、情報提供を行います。
- 家庭等における食品等の廃棄状況等を把握するための調査を行うことにより、廃棄量や廃棄内容の傾向を把握します。

主な取り組み	担当課
○ 生ごみ減量啓発事業 (生ごみ処理容器のコンポスト容器、ボカシ容器を無償貸与)	5 R 推進課
○ 各種広報事業	5 R 推進課
○ 5 R フェスティバル「生ごみ減量！減るしいレシビ」コンクール	5 R 推進課
○ 食品ロス実態調査	5 R 推進課
○ 手前どり運動の推進	5 R 推進課
○ こおりやまタベスケ	5 R 推進課



こおりやまタベスケ

「こおりやまタベスケ」とは、なかなか売れずに最後には捨てられてしまう「賞味期限や消費期限が近くなった食品類」を、値段を下げてタベスケの Web サイトに登録し、販売につなげることで、食品ロスを削減することを目的としたサービスです。

(5) 農林業者等による食育推進や農山村の維持・活性化の支援

- 農林業者などによる食育活動や地域で食育を進める上で貴重な場となる農山村の活性化を図るため、情報提供や支援を行います。

主な取り組み	担当課
○ 農業体験活動や農家民宿を行う農業者などに関する情報発信・支援	農業政策課

(6) 環境と調和のとれた食料生産と消費の推進

- 持続性の高い農業生産方式を導入する「特別栽培農産物※」、「有機農産物※」を生産する農家を育成・支援します。
- 環境に配慮した農林水産物・食品※への理解を深め、選択することができるよう周知啓発を図ります。

主な取り組み	担当課
○ 「特別栽培農産物」、「有機農産物」生産農家の育成・支援	園芸畜産振興課
○ ウェブサイト等を通じた環境に配慮した農林水産物・食品の周知	保健所健康づくり課

※ 環境と調和のとれた食料生産と消費

環境に配慮した農林水産物・食品とは、農薬や化学肥料に頼らないまたは軽減して生産された農産物や、地産地消のように輸送距離が少ない、過剰包装でなくごみが少ない商品など、環境への負荷をなるべく低減したもの。

<農薬や化学肥料に頼らないまたは軽減して生産された農産物例>

農薬や化学肥料を使用しないまたは軽減することで、土壌環境や生物の多様性など農業生態系を守ることに繋がります。

特別栽培農産物：その農産物が生産される地域の慣行レベル（各地域の慣行的に行われている節減対象農薬及び化学肥料の使用状況）に比べて、節減対象農薬と化学肥料の窒素成分量が50%以下で生産された農産物。

有機農産物：化学肥料・農薬を原則使わず、可能な限り環境に配慮した栽培法である有機農業で生産された農作物。

5 安全・安心な食生活からの食育の推進



健全な食生活の実践には、食生活や健康に関する正しい知識を持つことが必要であり、食品の安全性等に関する情報についても正しい情報提供が必要です。安全・安心な食生活を確保するためには、食品関連事業者による自主衛生管理の徹底やコンプライアンスを推進するとともに、行政による食品の放射性物質を含めた各種検査の実施や食品関係営業施設への監視指導も徹底する必要があります。

また、食の安全性についてのリスクコミュニケーションにより、食の安全に関する情報共有・意見交換を行い、関係者相互間の理解を深め、意識の向上を図ることが必要です。

(1) 食の安全に関する情報提供

- 市民が健全な食生活を実践するために必要な食品の安全性についての情報を市民が十分に理解し活用できるよう、市民にとってわかりやすい形で情報を提供します。

主な取り組み	担当課
○ 食品衛生講習会（きらめき出前講座）	保健所生活衛生課
○ パネル・ポスター展示、パンフレット配布	保健所生活衛生課
○ ジュニア食品安全ゼミナール	保健所生活衛生課

(2) 食品の安全性の確保

- 違反食品の流通防止や食中毒の発生、異物混入防止などの食品の事故の発生を未然に防止するため、指導や各種検査を行います。

主な取り組み	担当課
○ 市内で製造・販売される各種食品の収去及び検査	保健所生活衛生課
○ 食品関係営業施設への立入検査	保健所生活衛生課
○ 食品衛生法に基づく収去及び検査（食肉中の残留動物用医薬品検査）	保健所食肉衛生検査所
○ 食肉衛生検査事業	保健所食肉衛生検査所
○ 農薬などの適正使用の指導	園芸畜産振興課

(3) リスクコミュニケーションの実施

- 市民・生産者・製造者・販売者及び学識経験者による食の安全に関する情報共有・意見交換を行い、関係者相互間の理解を深め、意識の向上を図ります。

主な取り組み	担当課
○ ジュニア食品安全ゼミナール	保健所生活衛生課

(4) 食品表示の適正化

- 食品表示に関する規定を一元化した食品表示法の下、食品の安全性及び消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会を確保することができるよう、食品表示の適正化に取り組みます。

主な取り組み	担当課
○ 食品の適正な表示の指導	保健所生活衛生課・保健所健康づくり課

(5) 農林水産物等の放射性物質対策及び情報発信

- 基準値を超える食品が流通することがないように放射性物質検査を実施します。
- 市民が持ち込む食品（自家消費野菜）等に含まれる放射性物質検査を保健所において実施します。
- 内部被ばく検査受検の機会を提供し、放射線による健康影響に対する不安の解消に努めます。
- 食品と放射能に関する情報を発信します。

主な取り組み	担当課
○ 放射性物質の基準値を超えた食品の流通防止	保健所生活衛生課
○ 食肉（豚・馬等）の放射性物質スクリーニング検査	保健所食肉衛生検査所
○ 市民が持ち込む食品（自家消費野菜）等に含まれる放射能検査	保健所総務課
○ ホールボディカウンターによる内部被ばく検査	保健所総務課
○ 市ウェブサイトにおける放射性物質検査結果の公表	保健所総務課

〈ライフステージに応じた食育の推進〉

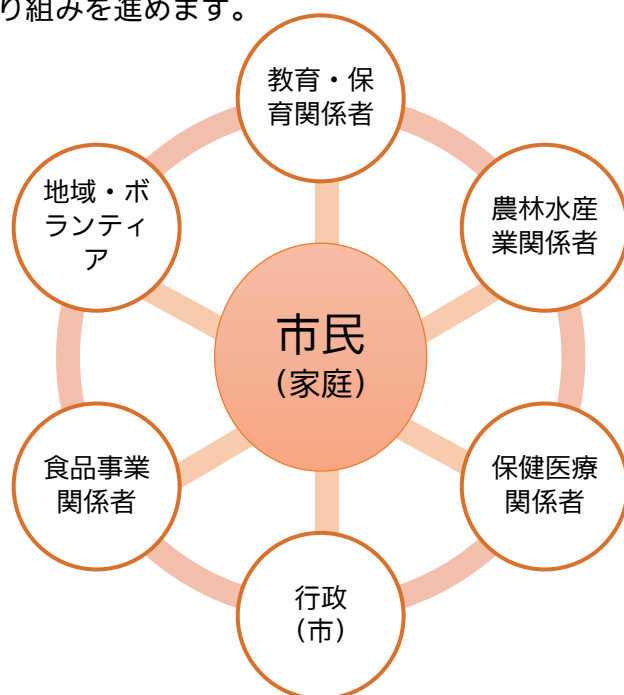
ライフステージ	乳幼児期（０～５歳）	学童期（６～１２歳）	思春期（１３～１９歳）
目標	食習慣の基礎づくり	望ましい食生活の定着	自立に向けた食生活の基礎づくり
○家庭・地域における食育の推進 ○保育所・幼稚園・学校における食育の推進	食べ物や身体について知る	バランスの良い食事が健康につながることを知る	成長過程に必要な食事の量と質について理解する
	毎日朝ごはん		
	食事のリズムや生活習慣の基礎を身につける	朝食を欠食しないための生活時間を確立する	
	家族と一緒に楽しく食事をする	家族や友人と楽しく食卓を囲み、	
	「いただきます」「ごちそうさま」のあいさつができる	食器の並べ方や食事のマナーなどを身につける	
	食事のお手伝いができる	食事づくりに参加する	自分で食事をつくらことができる
	噛む力・飲み込む力を身につける	よく噛んで食べる	
歯みがきの習慣を身につけ、むし歯を予防する			
○食育推進運動の展開	各種健診による相談・指導	食育に関する講演会・	
	幼稚園・保育所等での取り組み	学校等での取り組み（給食だより、掲示など）	
	「食育月間」		
○食と農の連携や環境と調和のとれた持続可能な食育の推進	食べ物を大切にして、		
	栽培・収穫を通して食に関心をもつ	農業体験を通して食べ物と自然に大切に作る気持ちを身につける	食糧の流通や環境問題、世界の食糧事情を理解する
	食べ残しを		
	郷土料理、行事食等に触れる	家庭の味、郷土料理、行事食を経験して関心をもつ	
	旬の食べ物や地域の特産物を味わう	旬の食べ物や地域の特産物を知り、おいしく味わう	
○安全・安心な食生活からの食育の推進	安全・安心な食事をする	食の安全に関する知識をもつ	栄養成分表示や食に関する

青年期（２０～３９歳）	壮年期（４０～６４歳）	高齢期（６５歳～）
健康的な食生活の実践	健康的な食生活の維持	豊かな食生活の実現
適正体重を知って、自分の適量や栄養バランスを判断し、自己管理ができる		自分の身体を知り、適切な食生活を実践する
を食べる		
生活習慣・食習慣を整える		食生活を整え、いきいきと日々の生活を楽しむ
会話を楽しみながら食事をする		
食事のマナーを次世代に伝える		
家族のために食事をつくることができる		食事づくりを楽しむ
歯が健康で食事をおいしく食べることができる		噛む力・飲み込む力があり、楽しい食事・会話ができる
歯や口腔内の病気に関心をもち、歯周病などの予防・改善を心がける		
各種イベントへの参加		
食育ボランティア活動の増加の促進		
「食育の日」の普及		
感謝の気持ちをもつ		
食生活で地球環境のためにできることを取り入れる		家庭菜園など、食の生産から消費までの流れに関わり伝える
出さない		
地域の郷土料理や行事食を大切にし、日々の生活にいかす		郷土料理や行事食などの食文化を次世代に継承する
旬の食べ物や地域の特産物を日々の生活に取り入れ、おいしく味わい伝える		
問題などの情報から、安全・安心な食品を選択することができる		

第4章 食育の推進体制

1 推進体制・関係者の役割

食育の推進にあたっては、家庭(市民)を中心に食育関係者と行政(市)が連携・協力しながら、取り組みを進めます。



市民（家庭）

市民一人ひとりが「食」に関する正しい知識を身に付け、生涯にわたり健全な食生活の実践に努めることが期待されています。

教育・保育関係者	乳幼児期から学童期における発育発達段階に応じた、望ましい食習慣の定着、「食」を通じた人間形成及び家族関係づくりによる心身の健全育成を図るため、「食」に対する取り組みを積極的に進めることが期待されています。
農林水産業関係者	市民への安全で安心な農産物等の提供をはじめとし、農林業等の様々な体験・交流の場を通して、地域ぐるみで食育へ取り組むことが期待されています。
保健医療関係者	乳幼児から高齢者までのライフステージにあわせた栄養指導をはじめ、生活習慣病と「食」の関わりなど正しい健康情報の提供に努めることが期待されています。
食品事業関係者	安全・安心な食事の提供をはじめ、食品の製造・加工・流通・調理・販売や正しい情報の発信に努め、自主的かつ積極的に食育を進めることが期待されています。
地域・ボランティア	地域ぐるみやボランティア活動での食生活改善や食文化の継承など、積極的に食育へ取り組むことが期待されています。
行政（市）	本計画に基づき、様々な食育分野の関係者との連携を密にしながら、総合的かつ効果的な食育の推進に努めます。

2 計画の進行管理と評価

本計画に基づく具体的な取り組みの進行状況や数値目標の達成状況については、市民アンケート調査等を実施し、現状を把握します。

また、郡山市健康づくり推進懇談会において、意見を聴取し、効果的な食育の推進に努めます。

○食をめぐる現状と課題

第五次郡山市食育推進計画の策定にあたり、国勢調査や人口動態統計の他、市で実施した「郡山市食育に関するアンケート」などから現状と課題の把握を行いました。

市で実施した調査の概要を以下に示します。

<郡山市食育に関するアンケート（市民アンケート）>

1 調査目的

郡山市民の食育に関する意識や状況を把握するため

2 調査期間

令和6（2024）年8月19日から9月18日まで

3 調査対象

（1）無作為抽出した客体（回答率44.0%）

成人2,389人、母子869人、飲食店等281店舗、特定給食施設321施設

（2）市内の小学4年生及び6年生、中学生、高校生（回答率91.9%）

小学生1,120人、中学生911人、高校生660人

<小学校児童・中学校生徒の朝食摂取状況調査>

福島県教育委員会では実施している「朝食を見直そう週間運動」により、小学校児童、中学校生徒の朝食摂取状況を把握する調査。

1 調査目的

朝食摂取を基本とした望ましい食習慣の形成を図る

2 調査方法

年2回（6月と11月の任意の1週間を設定）

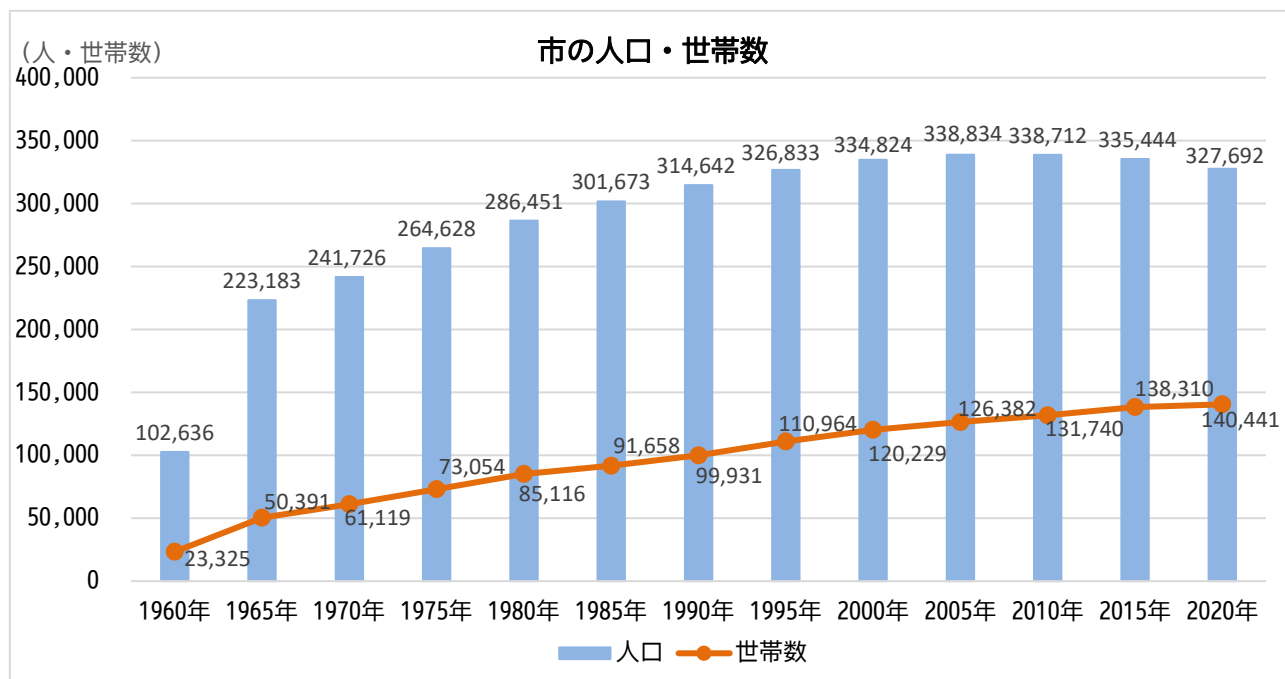
3 調査対象

全市立小学校、全市立中学校

1 人口・世帯数

(1) 人口の推移・世帯数

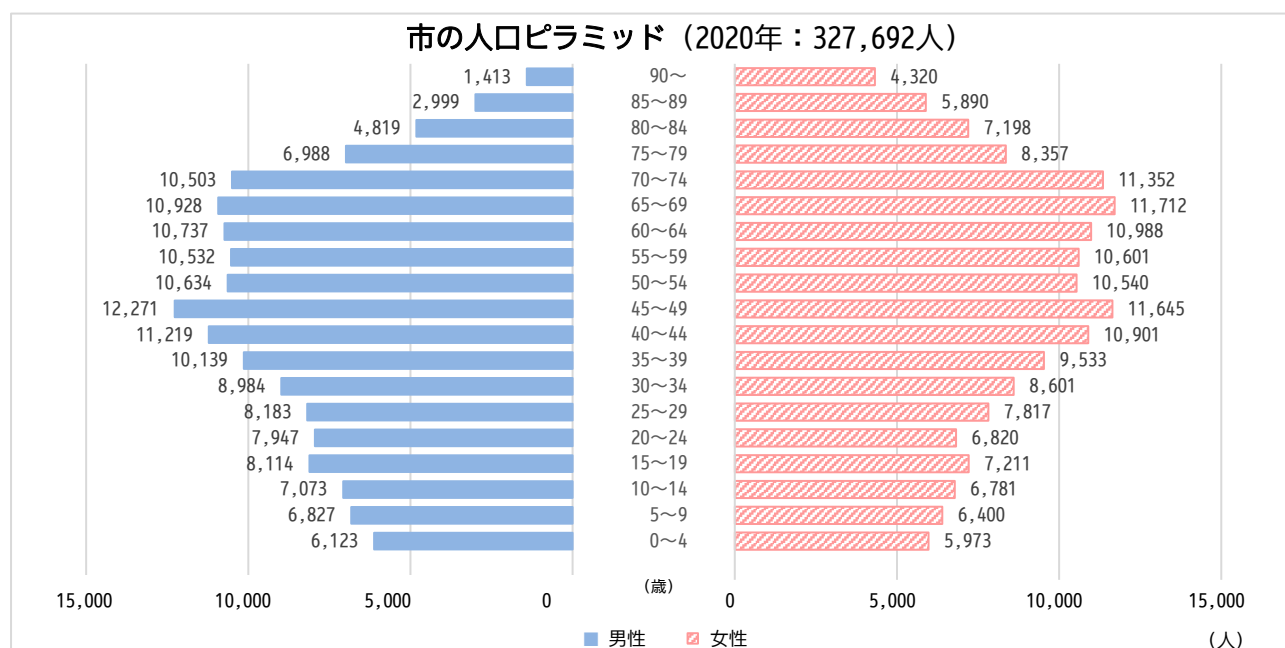
昭和 40（1965）年の大同合併、第 2 次ベビーブームの発生による自然増が続く中で、人口は緩やかに増加しましたが、出生率の低下による少子化が進む中で、人口の伸びは鈍化しました。平成 23（2011）年の東日本大震災・原子力災害の発生により減少した人口が一時回復傾向にありましたが、現在は緩やかな減少傾向が続いています。



〈国勢調査〉

(2) 人口構成

人口ピラミッドは少子・高齢化が進んだ「つぼ型」になっています。こどもから高齢者まで健全な心身を保つためには、ライフステージに応じた切れ目のない生涯を通じた食育を推進することが重要です。



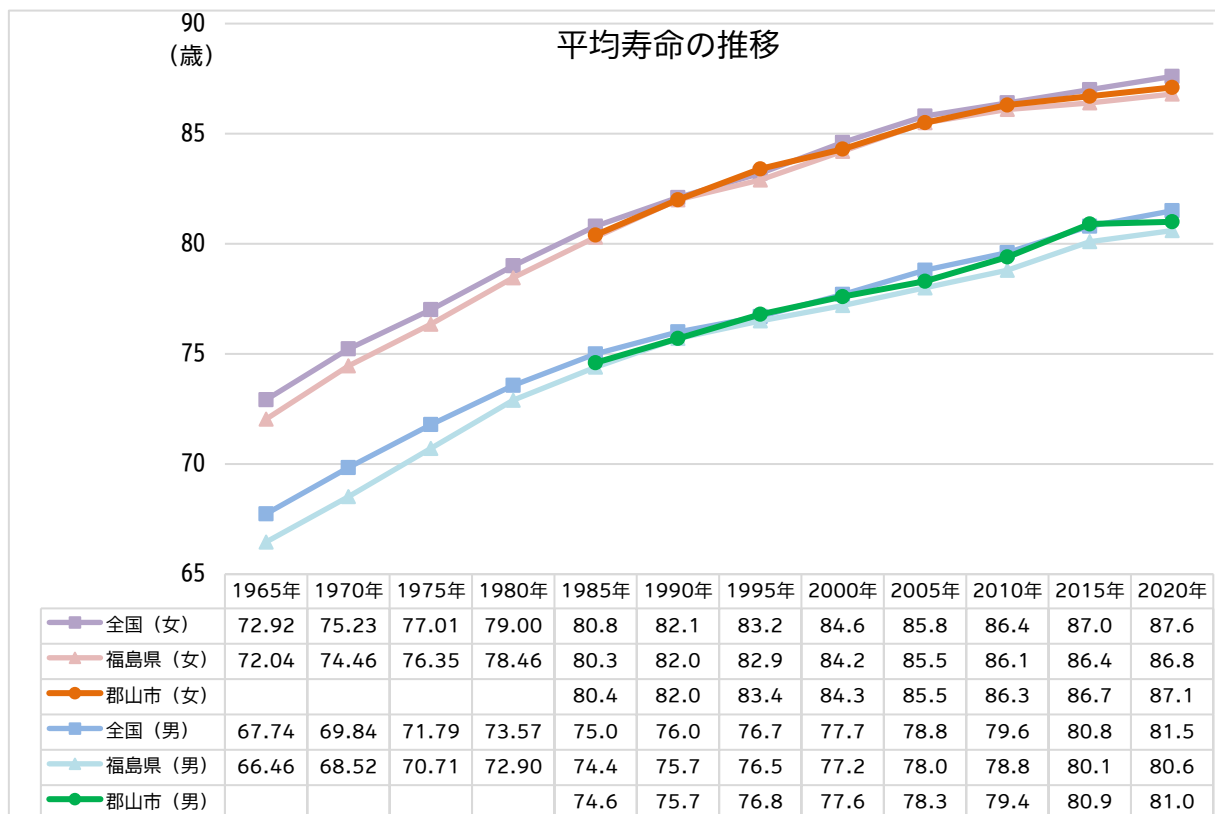
〈国勢調査〉

2 市民の健康

(1) 平均寿命の推移

平均寿命は国や福島県と同様に男女とも年々伸びています。[市町村別の平均寿命は昭和 60 (1985) 年から算出されています。]

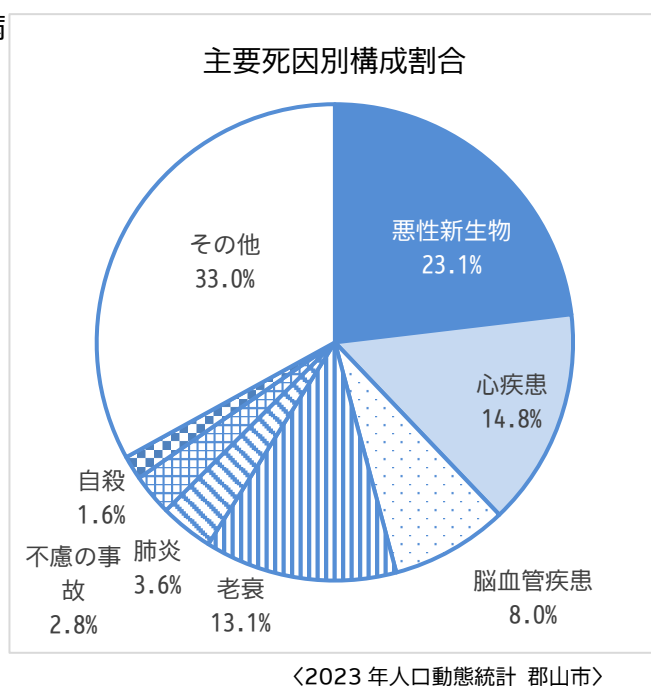
高齢化が進行する中で、引き続き健康寿命※¹の延伸を図るための取り組みが重要です。



※ 1 健康寿命：健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間 〈都道府県別生命表及び市区町村別平均寿命〉

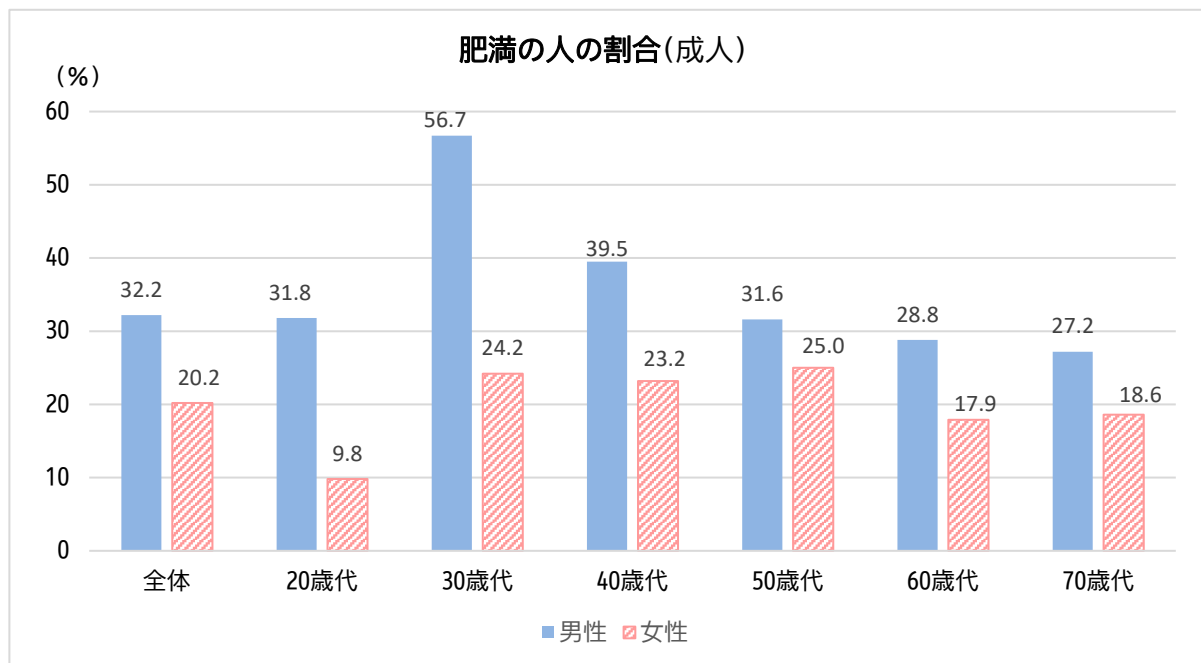
(2) 主要死因

悪性新生物、心疾患、脳血管疾患などの生活習慣病による死亡が総死亡の約5割を占めていることから、望ましい食生活の意識・実践など生活習慣病の予防や改善の取り組みが重要です。

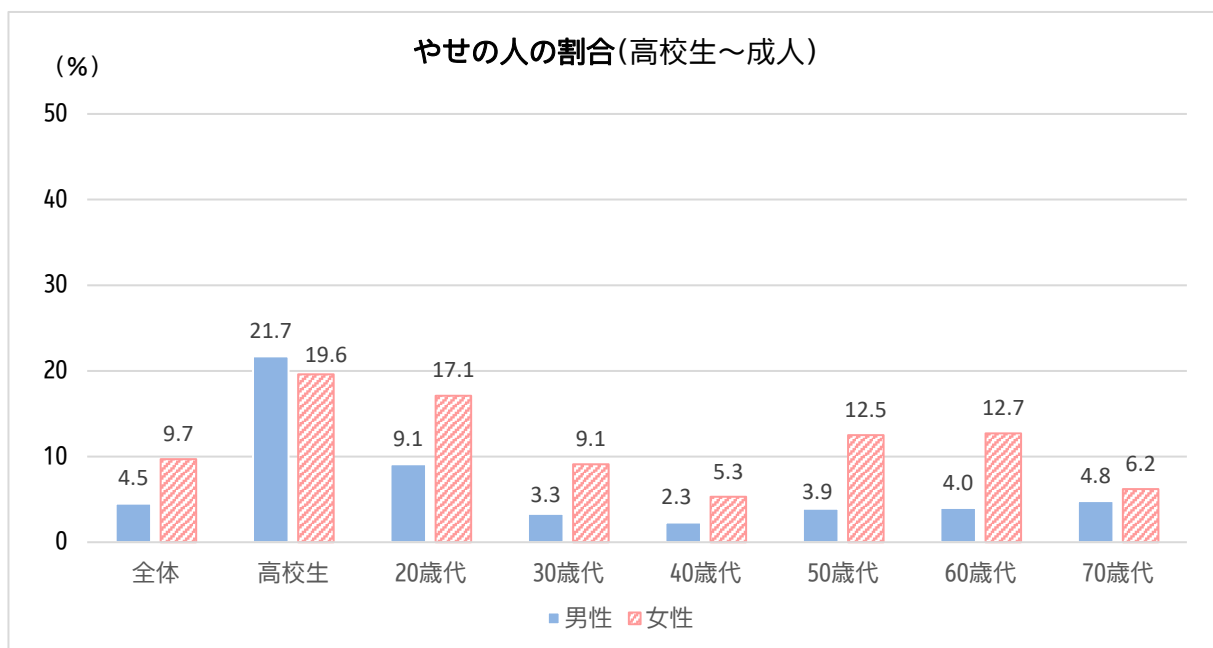


(3) 肥満・やせの割合

肥満の割合は、男性においては30歳代で約5割、40歳代で約4割と高い値になっています。女性においては、30歳代から50歳代で約2割と高い傾向にあります。やせの割合は、高校生の男女と20歳代女性が2割前後と高い傾向にあります。肥満者が増加する青壮年期、やせが多い10・20歳代の若い世代に対して、適正体重の維持や健全な食生活の実践に向けた正しい知識の普及啓発が必要です。



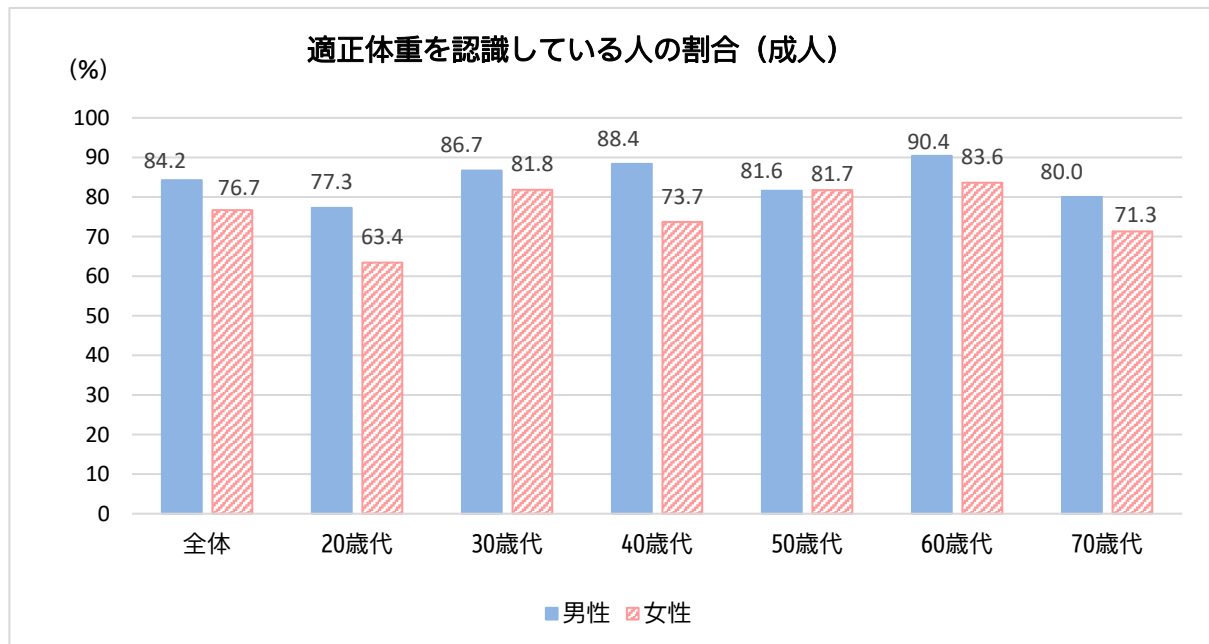
〈2024 年度 郡山市食育に関するアンケート〉



〈2024 年度 郡山市食育に関するアンケート〉

(4) 自分の適正体重を認識している人の割合

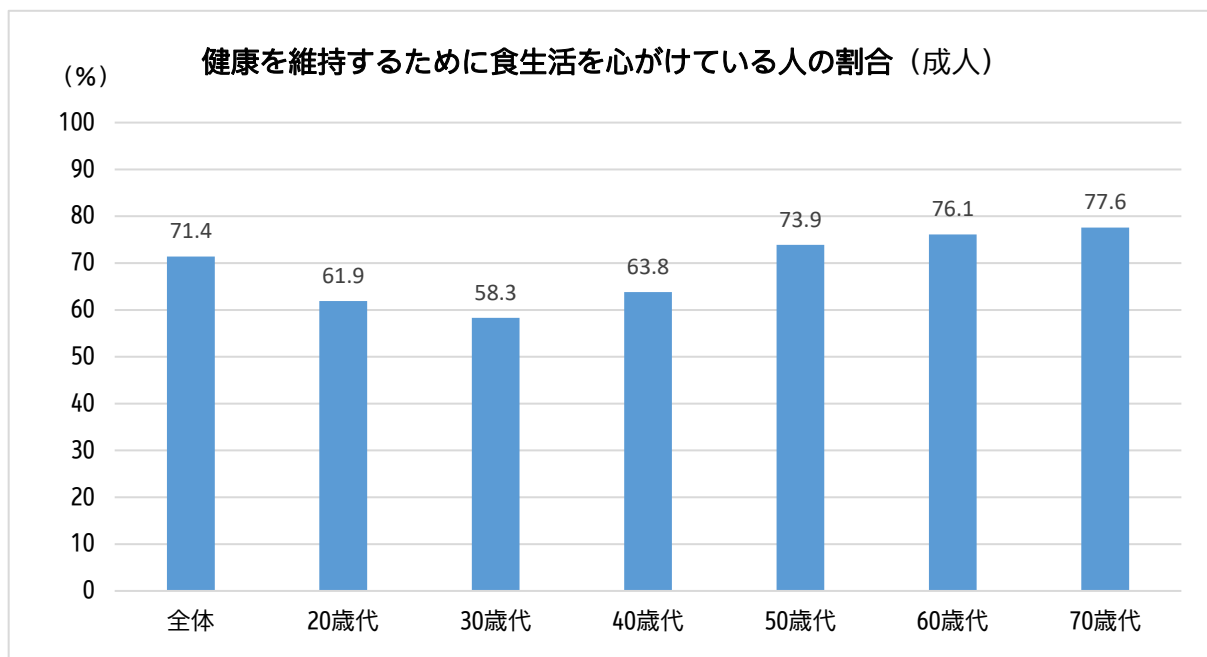
全体の 8 割前後の人が適正体重を認識していますが、20 歳代女性では約 6 割と全体よりも低い値となっています。若い世代では、理想と考えている体重と適正体重に差があることから、適正体重についての正しい情報や体重管理のための栄養バランスのとれた食生活等、適切な情報提供が必要です。



〈2024 年度 郡山市食育に関するアンケート〉

(5) 健康を維持するために食生活を心がけている人の割合

健康維持のために食生活を心がけている人は、50 歳代以降では 7 割以上ですが、20 歳代から 40 歳代までは 6 割前後と低くなっています。将来の生活習慣病予防のためには、若い世代に対して食生活への関心を高めるための働きかけが必要です。



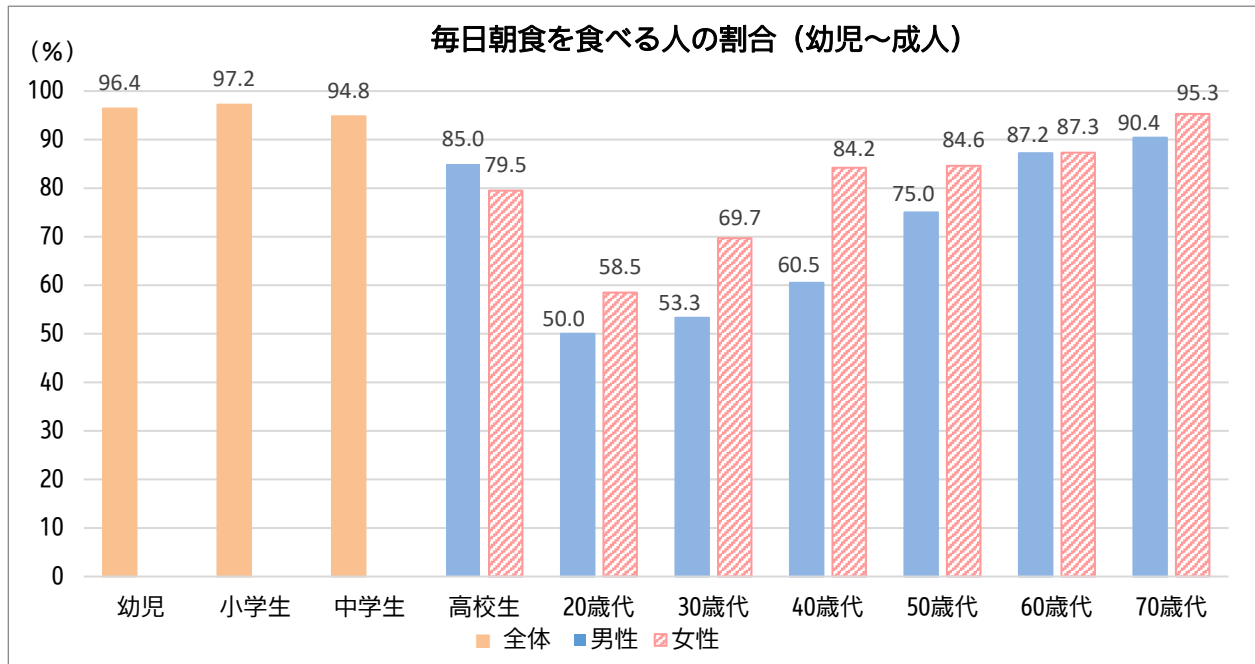
〈2024 年度 郡山市食育に関するアンケート〉

3 市民の食生活

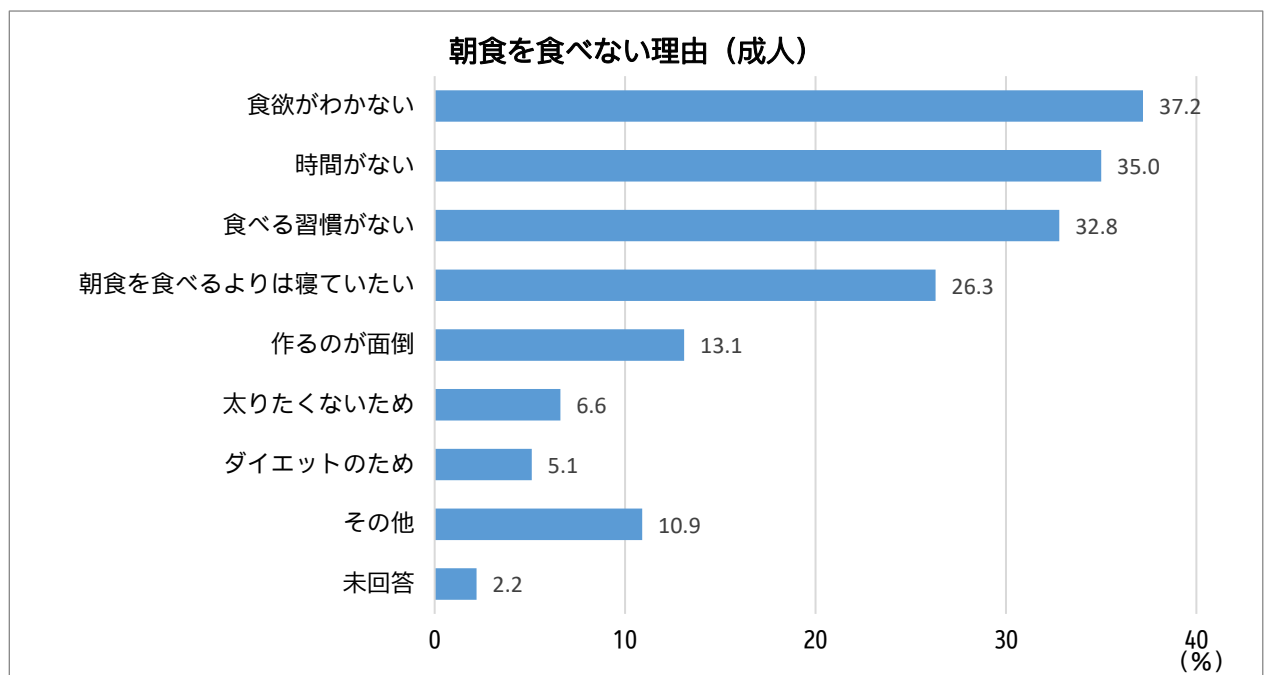
(1) 毎日朝食を食べる人の割合

毎日朝食を食べる人の割合は、20・30歳代男性で約5割、40歳代の男性と20・30歳代女性で約6割～7割と低くなっています。若い世代・働き世代に対して、朝食を食べることのメリットや生活環境などの状況にあわせた朝食の摂取方法等の情報提供や支援が必要です。

また、朝食を食べる頻度が週3日以下の人の朝食を食べない理由は、「食欲がわかない」が最も高く37.2%、次いで「時間がない」、「食べる習慣がない」が3割以上となっています。朝食の摂取と合わせて生活習慣を整える大切さの情報提供が必要です。



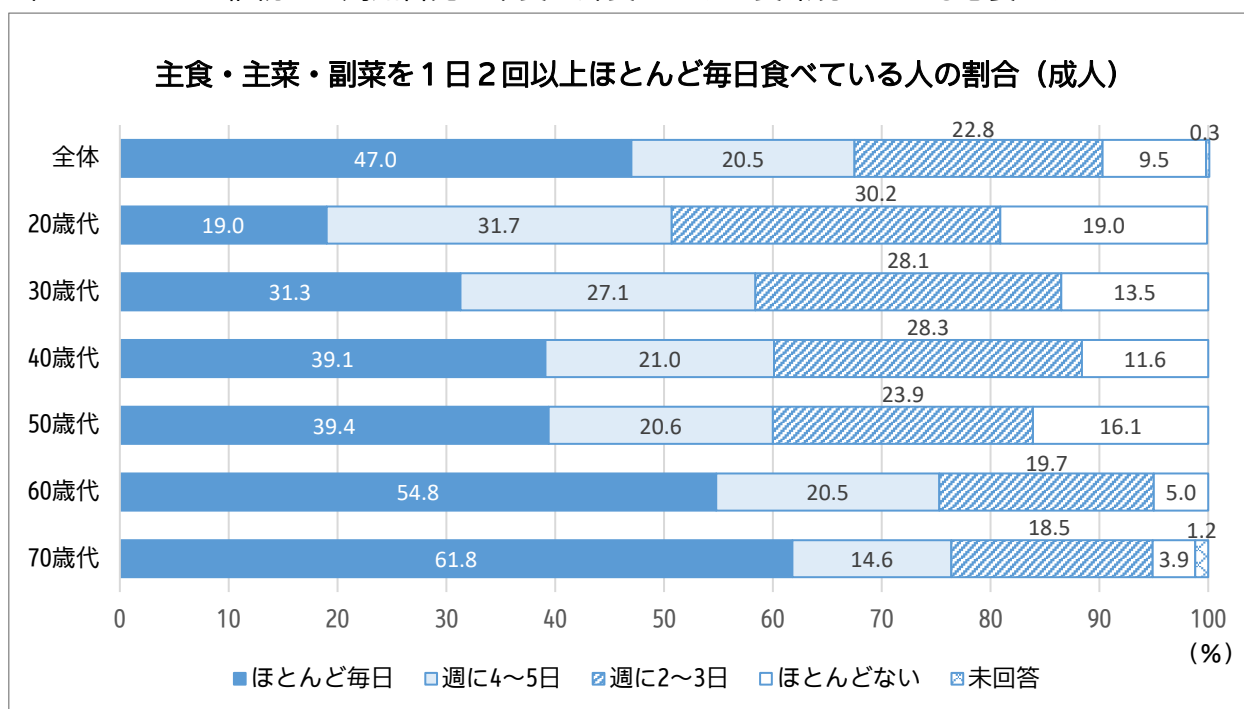
〈2024年度 郡山市食育に関するアンケート、郡山市立小学校児童・中学校生徒の朝食摂取状況調査〉



〈2024年度 郡山市食育に関するアンケート〉

(2) 主食・主菜・副菜を1日2回以上ほとんど毎日食べている人の割合

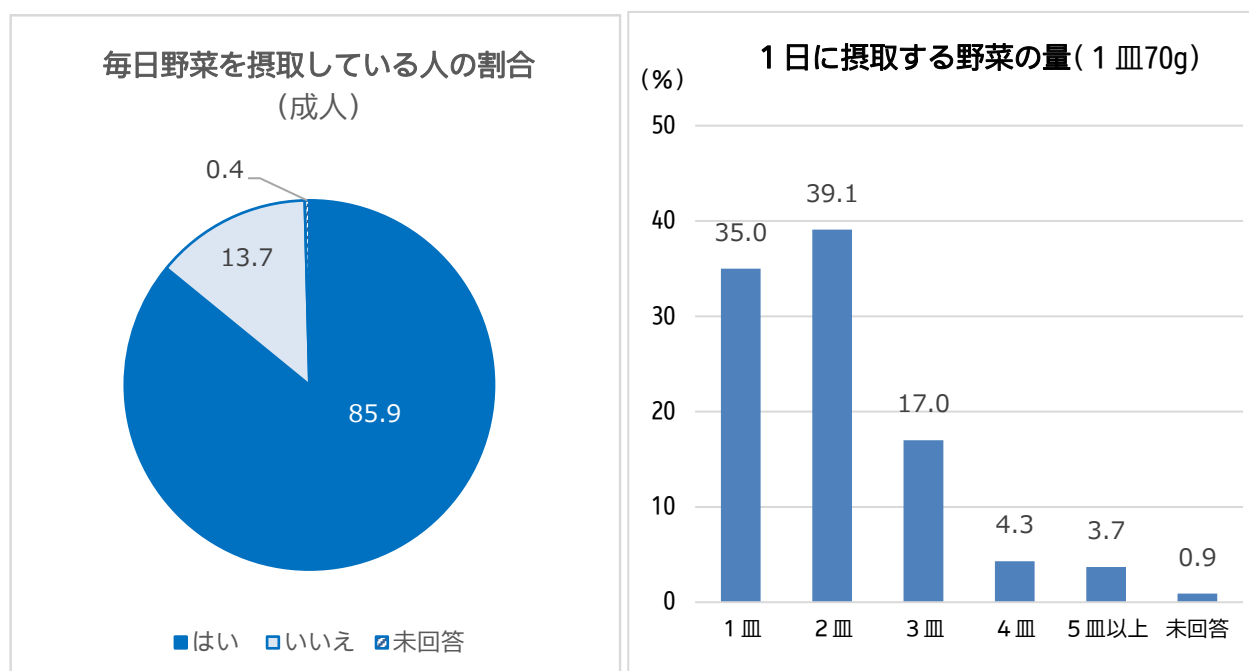
主食・主菜・副菜を1日2回以上ほとんど毎日食べている人の割合は、全体では5割に満たなく、年代が若くなるほど低くなっています。主食・主菜・副菜をそろえることは、食事の基本であるため、継続した周知啓発、中食や外食における食環境づくりも必要です。



〈2024 年度 郡山市食育に関するアンケート〉

(3) 毎日野菜を摂取している人の割合・1日に摂取する野菜の量

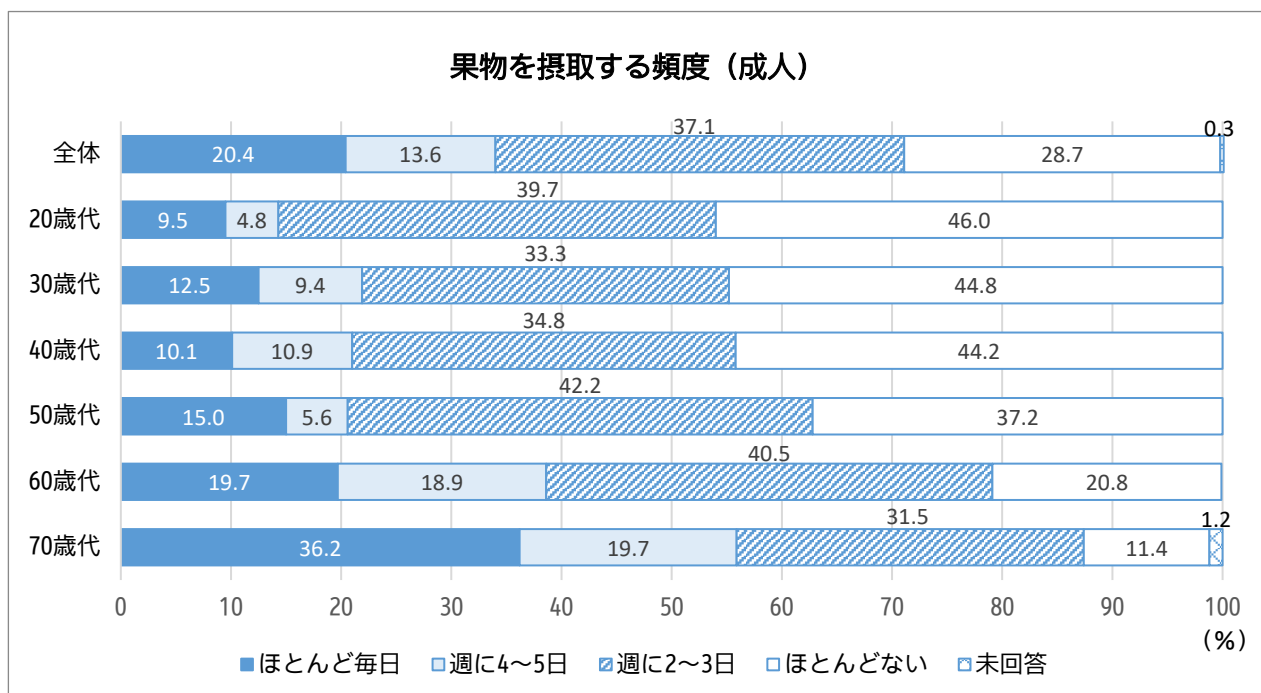
毎日野菜を摂取している人の割合は8割を超えていますが、1日に摂取する野菜の量は1皿〜2皿が多く、野菜の摂取目標量 350g に相当する量（5皿以上）を食べている人は、少ない状況です。全年代を通して野菜の目標量や摂取方法等についての周知啓発が必要です。



〈2024 年度 郡山市食育に関するアンケート〉

(4) 果物を摂取する頻度

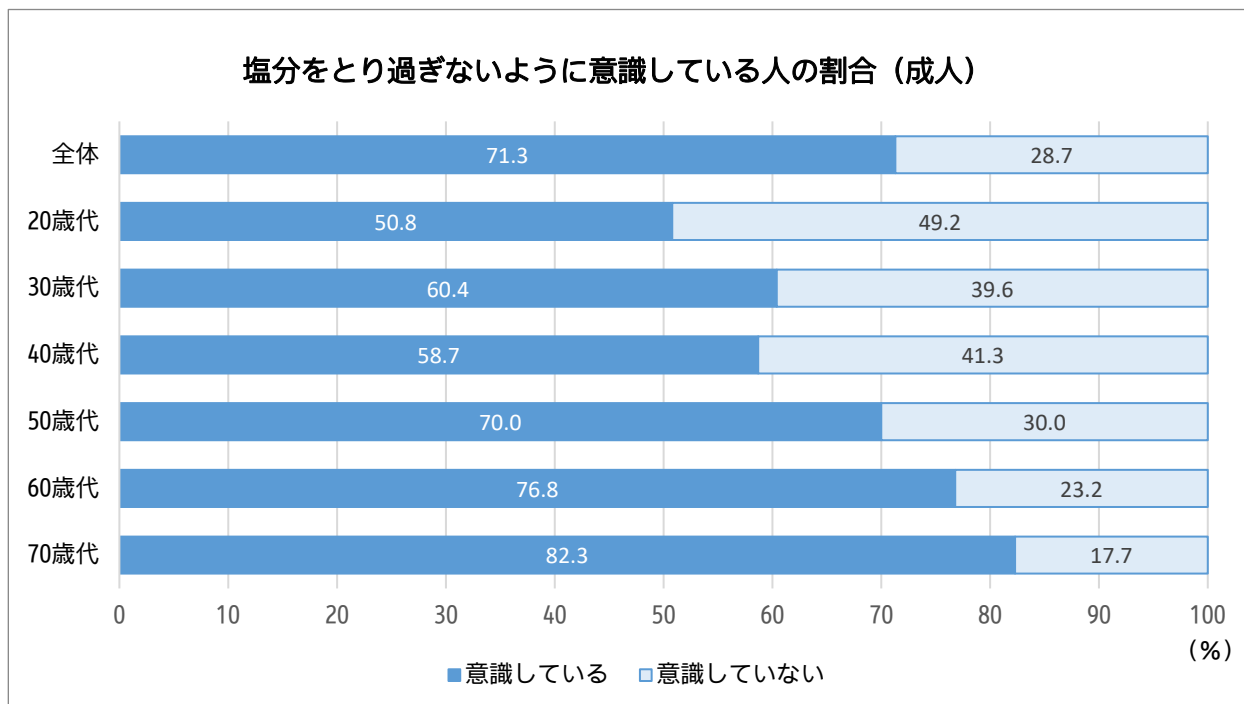
果物は、20 歳代から 50 歳代でほとんど食べない人が約 4 割いる状況にあり、ほとんど毎日食べる人より多くなっています。果物の適正な摂取のため、果物摂取のメリットや適量についての周知啓発が必要です。



〈2024 年度 郡山市食育に関するアンケート〉

(5) 塩分をとり過ぎないように意識している人の割合

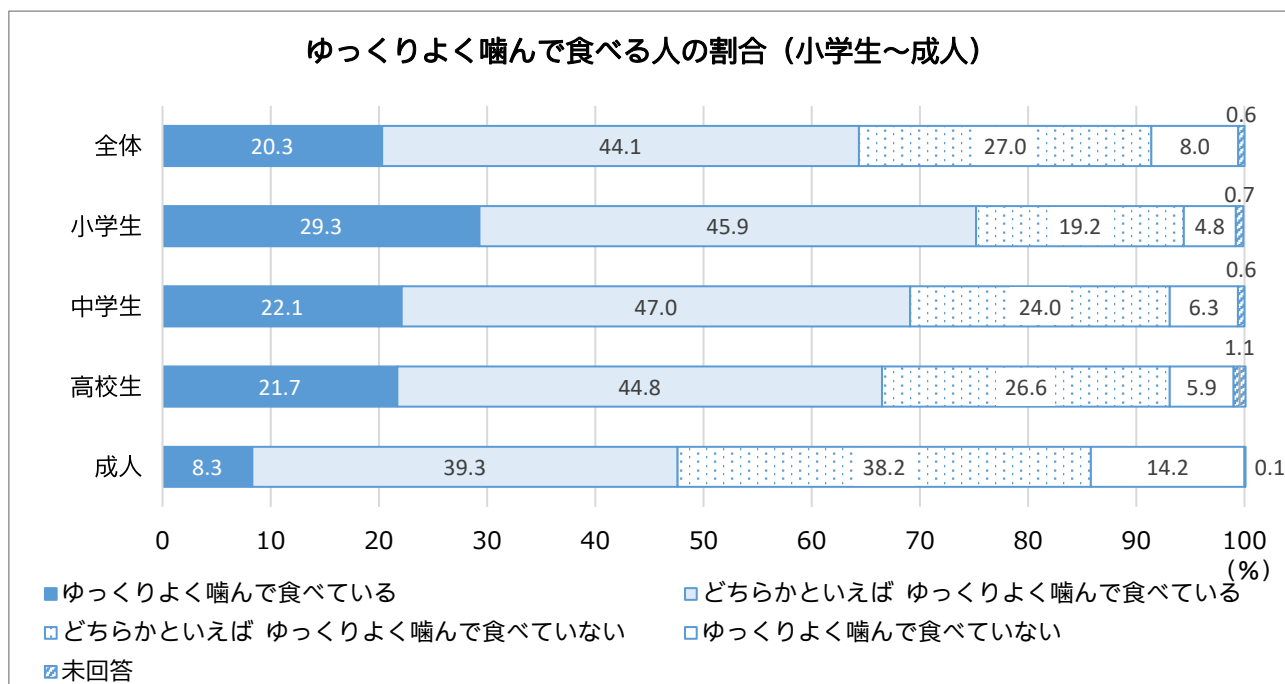
塩分をとり過ぎないように意識している人は、70 歳代では約 8 割と高いですが、20 歳代から 40 歳代では 5 割～6 割と意識が低くなっています。若い世代に対して減塩の必要性や減塩方法等の周知、全年代を通して減塩が自然にできる食環境づくりを推進することが必要です。



〈2024 年度 郡山市食育に関するアンケート〉

(6) ゆっくりよく噛んで食べる人の割合

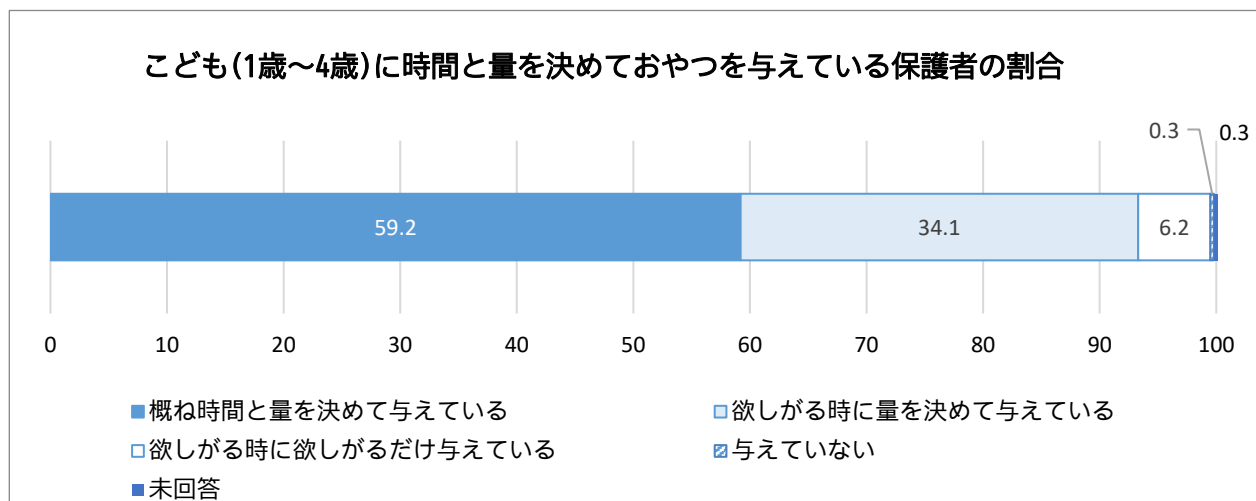
約6割の人がゆっくりよく噛んで食事食べていますが、ゆっくりよく噛んで食べていない人が約4割いるため、全年代において「ゆっくり噛む」「よく噛む」など健康につながる「食べ方」を周知することが必要です。



〈2024 年度 郡山市食育に関するアンケート〉

(7) こどもに時間と量を決めておやつを与えている保護者の割合

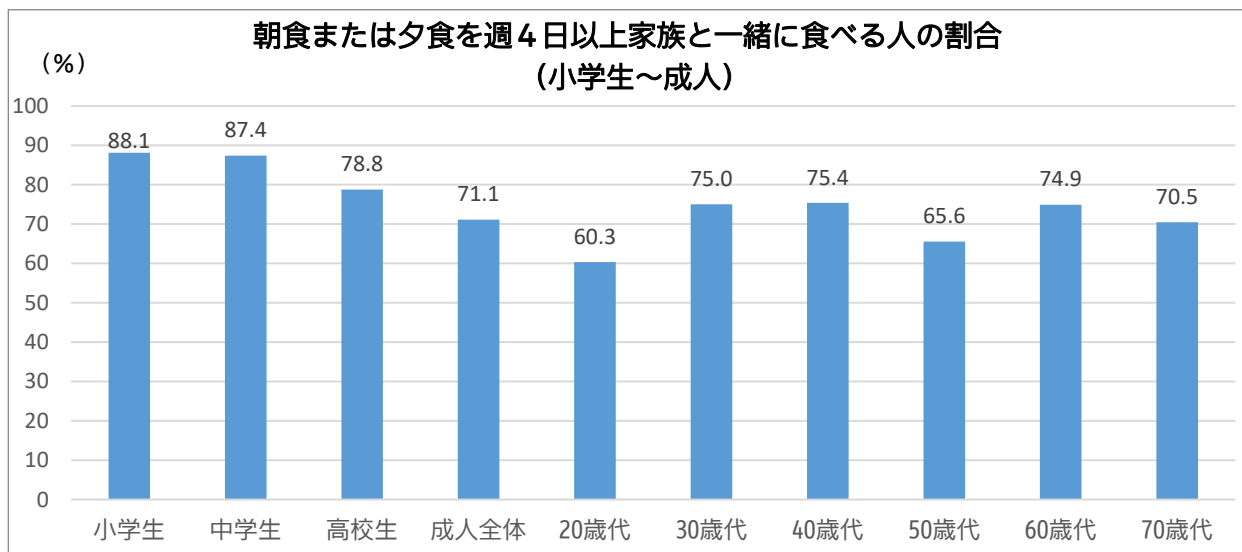
おやつの時間と量を決めて与えている保護者は6割であり、おやつの与え方によっては肥満やむし歯の原因となるため、健診の栄養相談等をとおして継続した周知啓発が必要です。



〈2024 年度 郡山市食育に関するアンケート〉

(8) 朝食または夕食を週4日以上家族と一緒に食べる人の割合

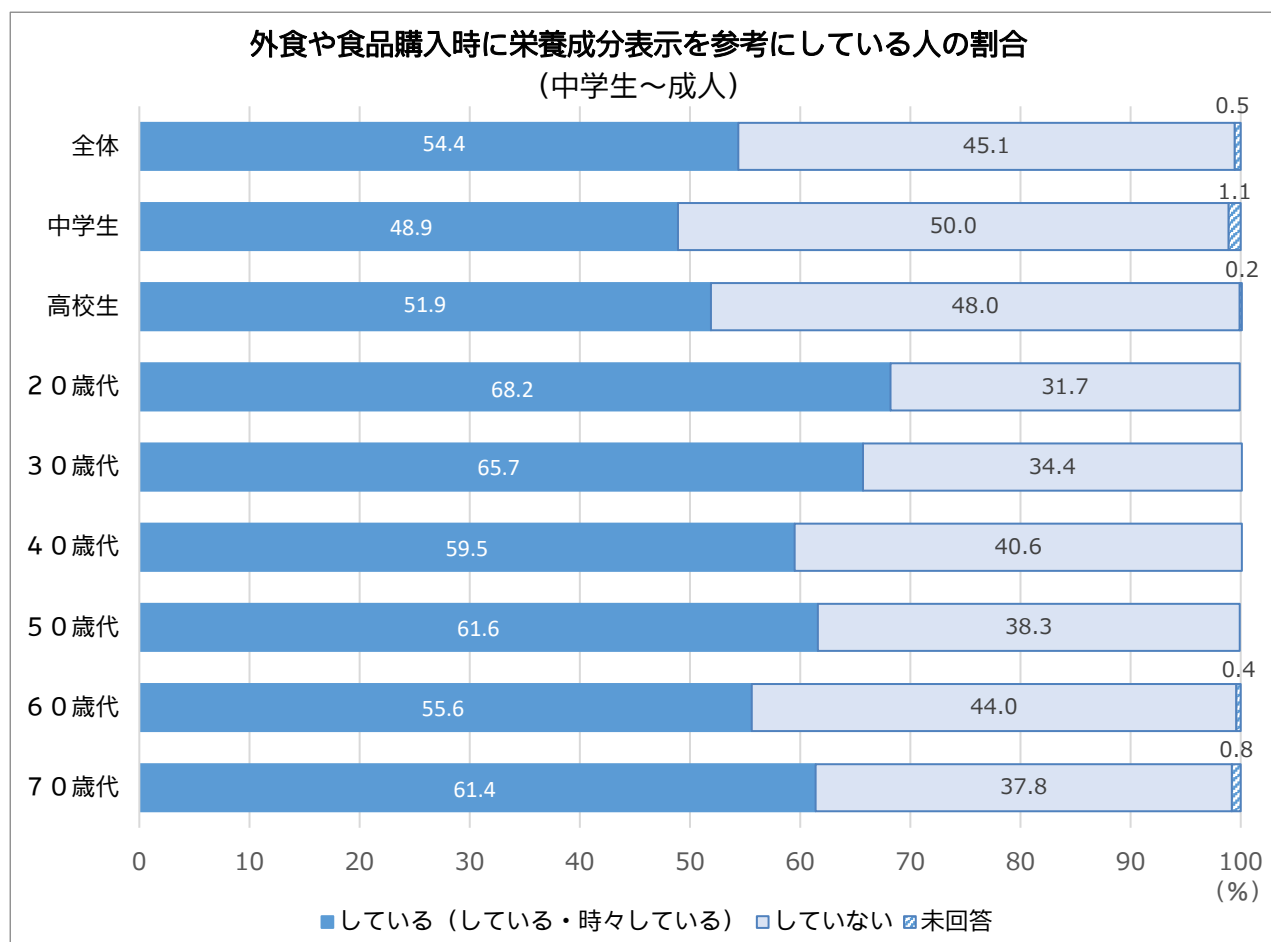
朝食または夕食を週4日以上家族と一緒に食べる人は、小学生から高校生では約8割、成人では約7割となっています。家族の状況等により一緒に食事をするのが難しい場合もありますが、できるだけ共食につながるよう、共食の大切さを周知啓発することが必要です。



〈2024 年度 郡山市食育に関するアンケート〉

(9) 外食や食品購入時に栄養成分表示を参考にしている人の割合

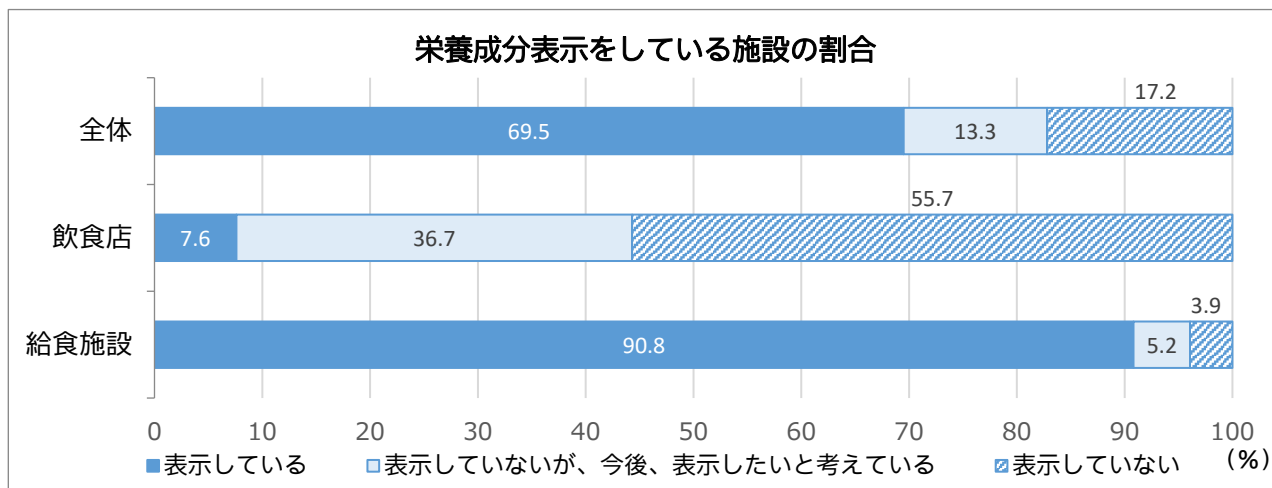
栄養成分表示を参考にしている人の割合は、約5割であり、栄養成分表示の見方や活用方法について広く周知啓発が必要です。



〈2024 年度 郡山市食育に関するアンケート〉

(10) 栄養成分表示をしている施設の割合

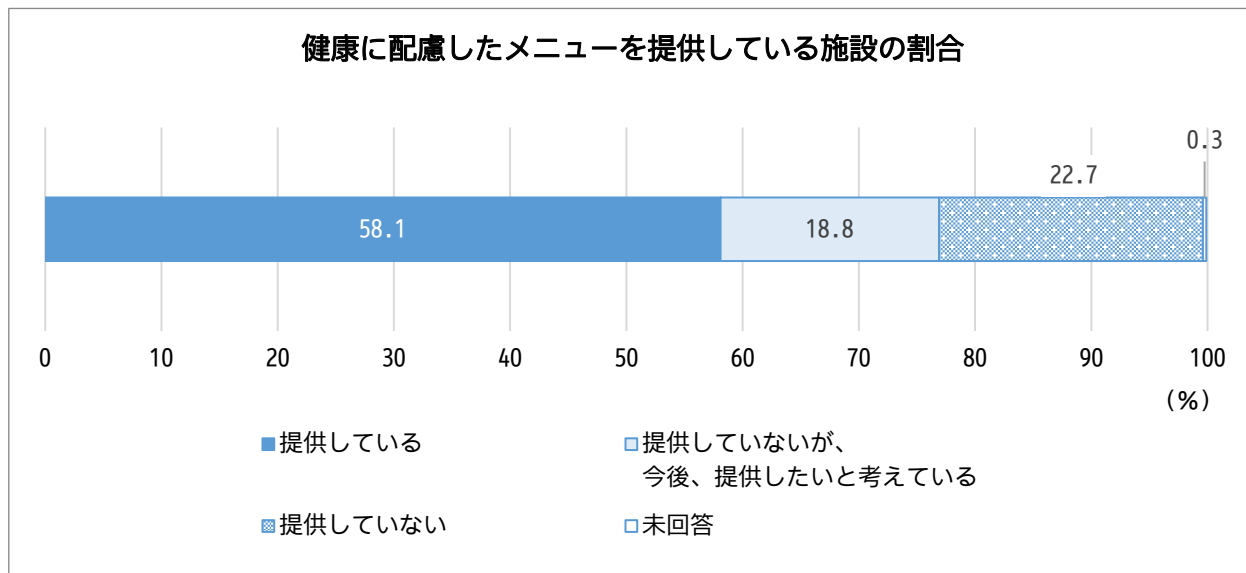
栄養成分表示をしている施設の割合は、給食施設では9割と高いですが、飲食店等における割合は1割未満と低くなっています。給食施設だけでなく、中食や外食の食環境づくりも大切になってくることから、今後も食品やメニューへの栄養成分表示について給食施設及び飲食店等に働きかけていく必要があります。



〈2024 年度 郡山市食育に関するアンケート〉

(11) 健康に配慮したメニューの提供をしている施設の割合

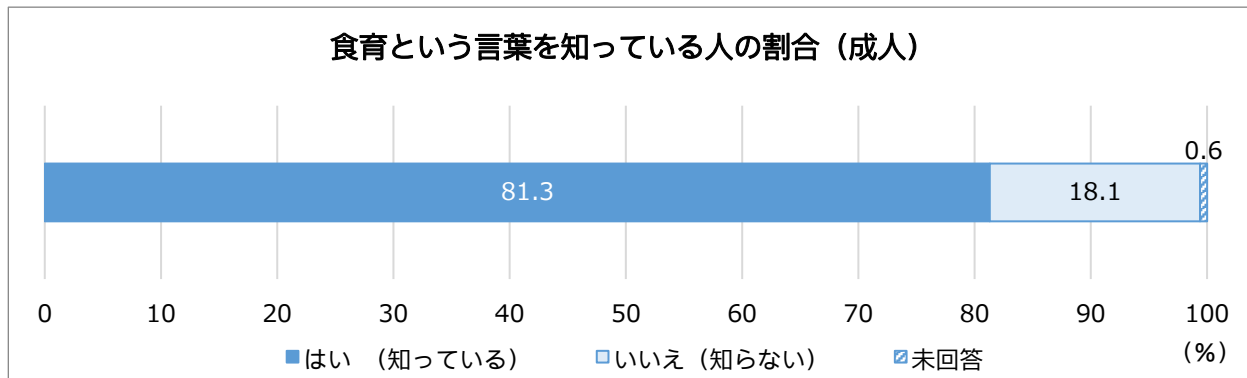
健康に配慮したメニューの提供をしている施設の割合は、約6割であり、中食や外食においても栄養バランスや減塩等に配慮することが大切であることから、今後も飲食提供施設に働きかけていくことが必要です。



4 食育への関心

(1) 食育という言葉を知っている人の割合

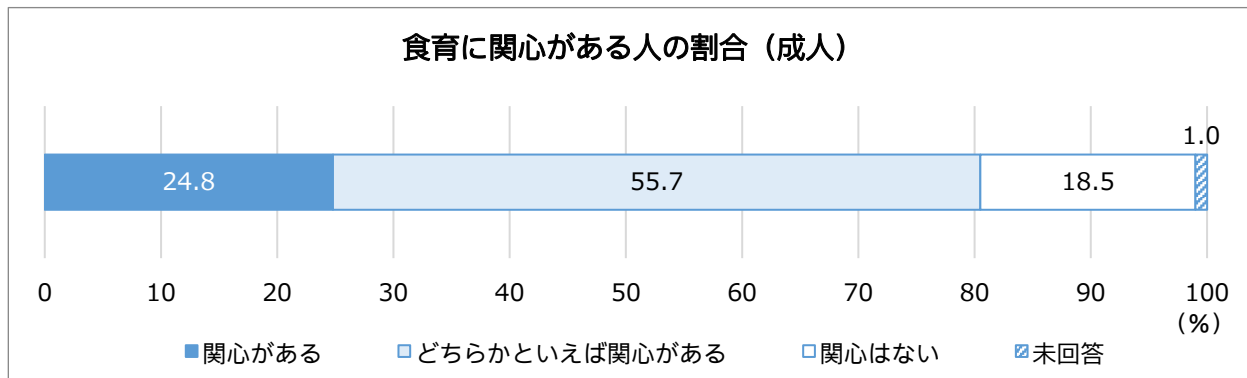
食育という言葉を知っている人の割合は8割を超えており、食育の認知度は高くなっています。今後は、食育の周知を継続すると共に、言葉だけでなく、内容についてもさらなる周知が必要です。



〈2024 年度 郡山市食育に関するアンケート〉

(2) 食育に関心がある人の割合

食育に関心がある（関心がある・どちらかといえば関心がある）人は約8割と、高い値となっています。今後も関心がない人の関心度が上がるよう、周知啓発等を継続することが必要です。

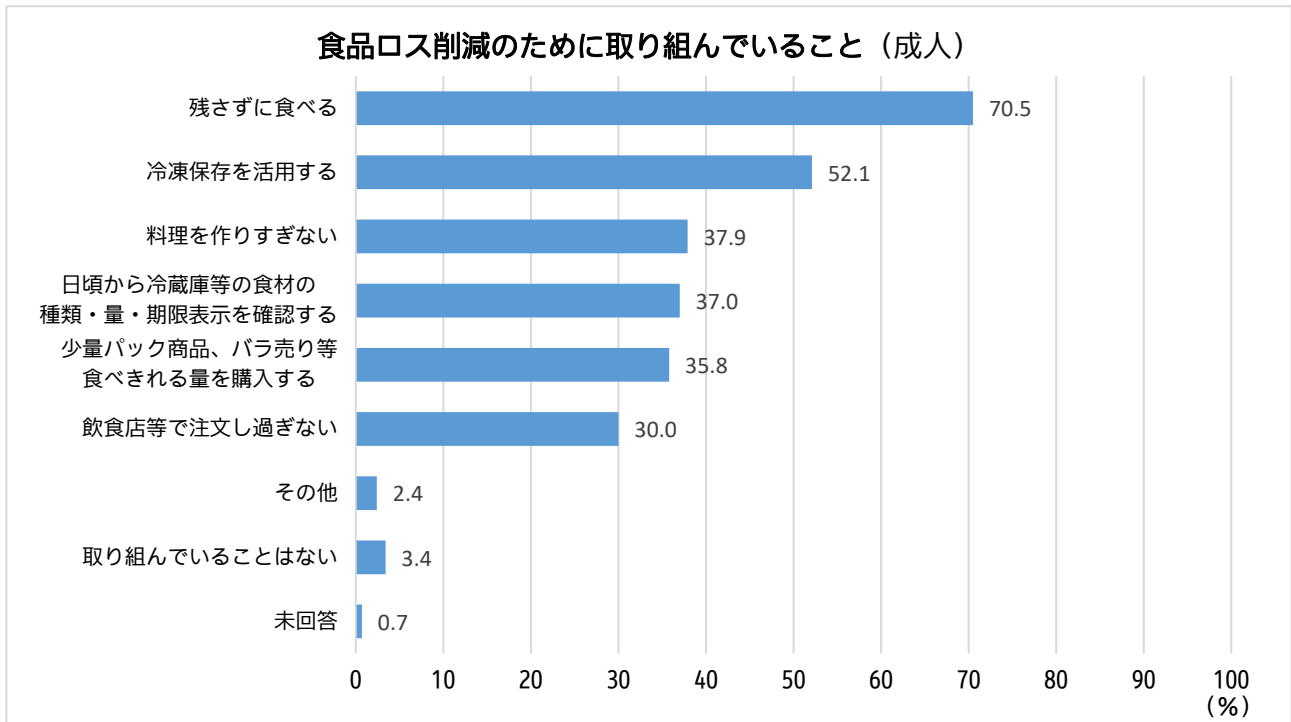


〈2024 年度 郡山市食育に関するアンケート〉

5 食品ロス・食と農

(1) 食品ロス削減のために取り組んでいること

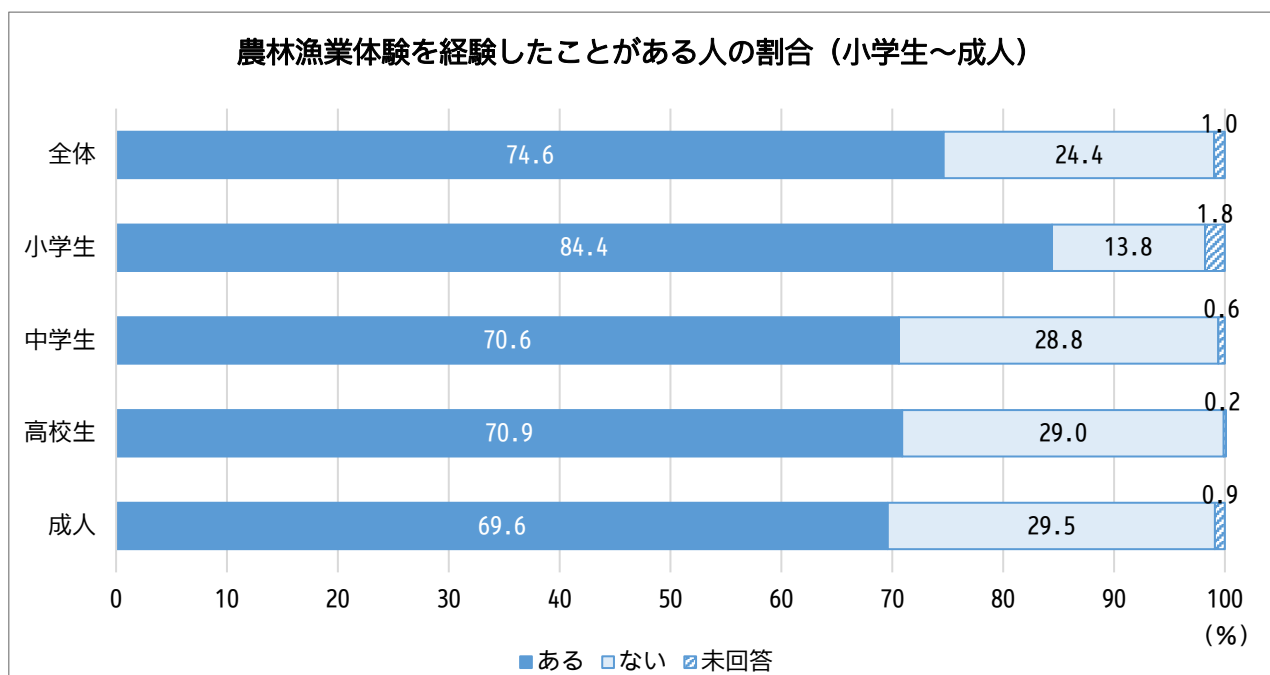
食品ロス削減のために取り組んでいることはないと答えた人は2.4%だったことから、何らかの取組をしている人は9割を超えています。具体的な取り組みとしては、「残さずに食べる」が7割と最も高くなっています。食品ロス削減には、家庭での取り組みも重要であることから、今後も周知啓発を継続することが必要です。



〈2024 年度 郡山市食育に関するアンケート〉

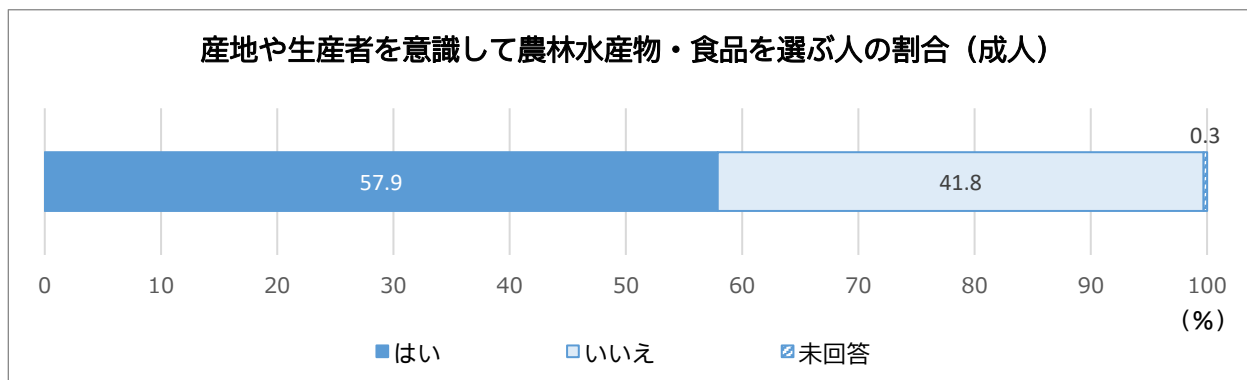
(2) 農林漁業体験を経験したことがある人の割合

農林漁業体験は、どの年代においても約6割の人が体験しています。食べ物の生産の場を見ることにより、食べ物を大切にする意識や食べ物への関心が高まることから、体験活動の場は重要であり、今後も継続して提供していく必要があります。



(3) 産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ人の割合

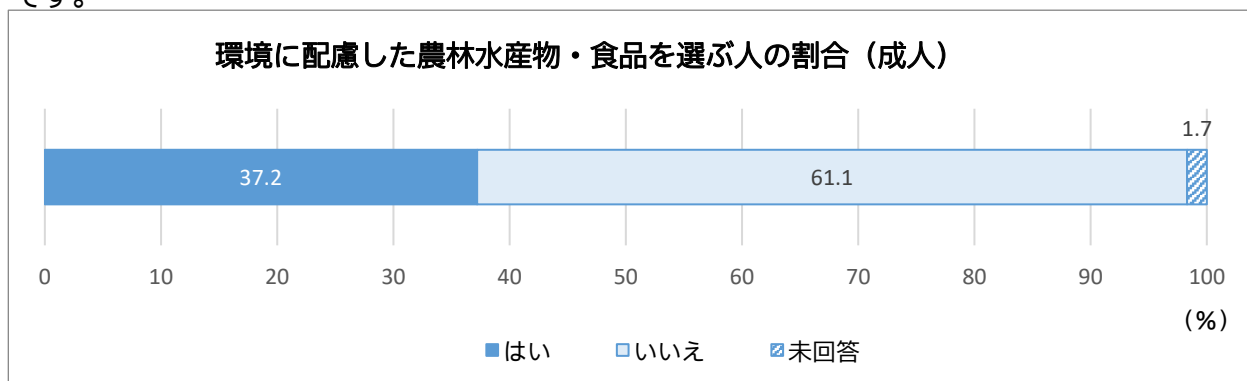
産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ人は約 6 割います。農業者の減少・高齢化や食料費の価格高騰など課題が多いなか、農林水産業の役割を理解し、支え合うことが必要です。生産者と消費者の交流等、より多くの人が地元産品や生産者を意識して農林水産物を選ぶことができる取り組みが必要です。



〈2024 年度 郡山市食育に関するアンケート〉

(4) 環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ人の割合

環境に配慮した農林水産物・食品を意識して選んでいない人が約 6 割います。環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶことは、環境への負荷を減らすこととなり、持続可能な食料システムの構築にもつながります。環境に配慮した農林水産物や食品を選択できるような周知が必要です。

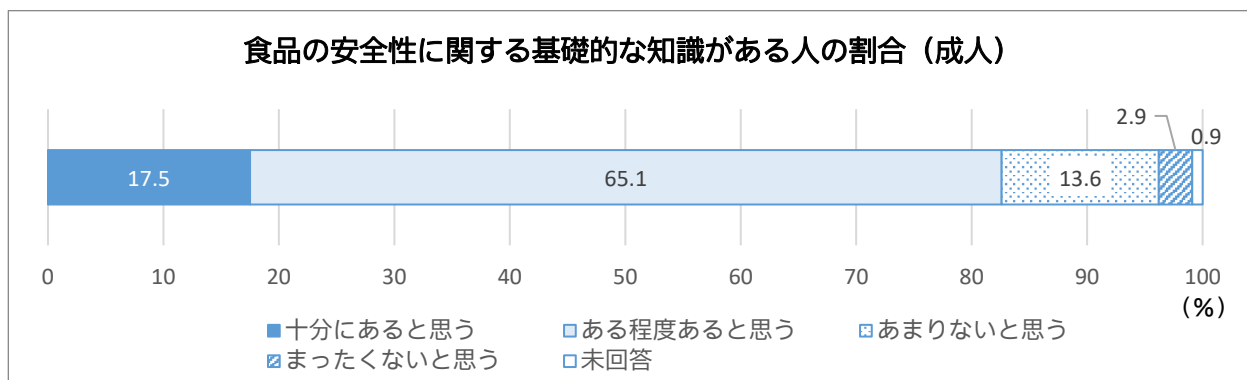


〈2024 年度 郡山市食育に関するアンケート〉

6 食の安全・安心

(1) 食品の安全性に関する基礎的な知識がある人の割合

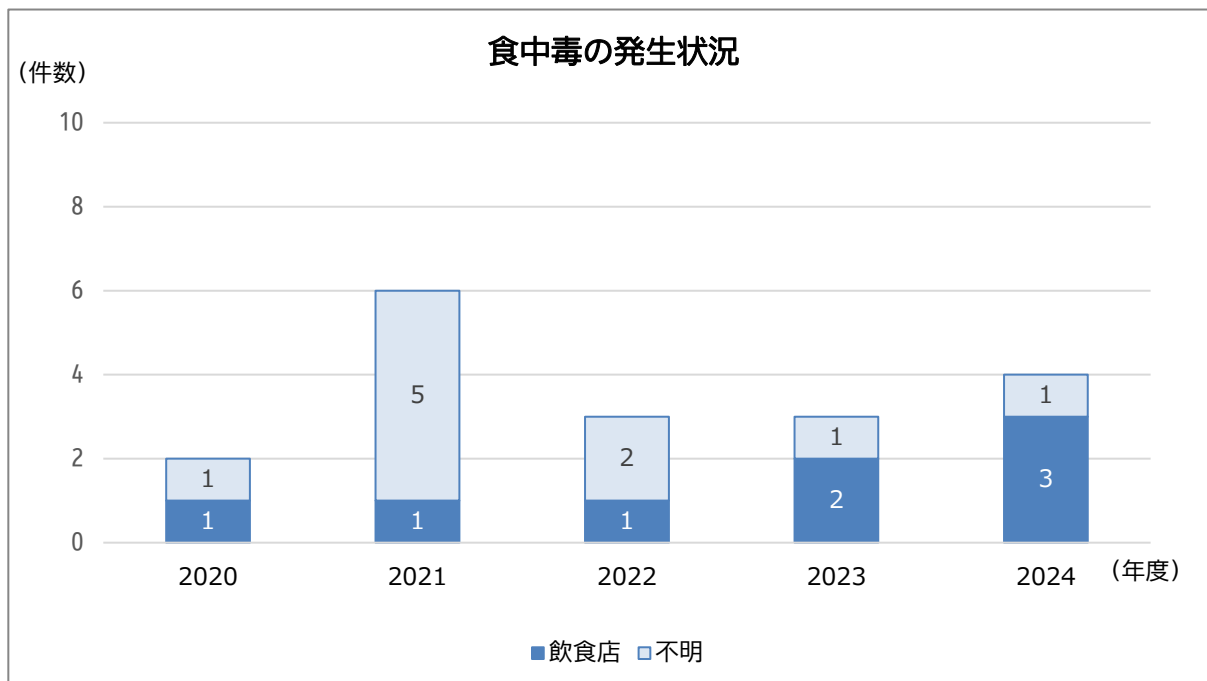
食品の安全性に関する基礎的な知識がある(十分にあると思う・ある程度あると思う)人は、8 割を超えていますが、今後も正しい食品安全に関する情報提供に努めることが必要です。



〈2024 年度 郡山市食育に関するアンケート〉

(2) 食中毒の発生状況

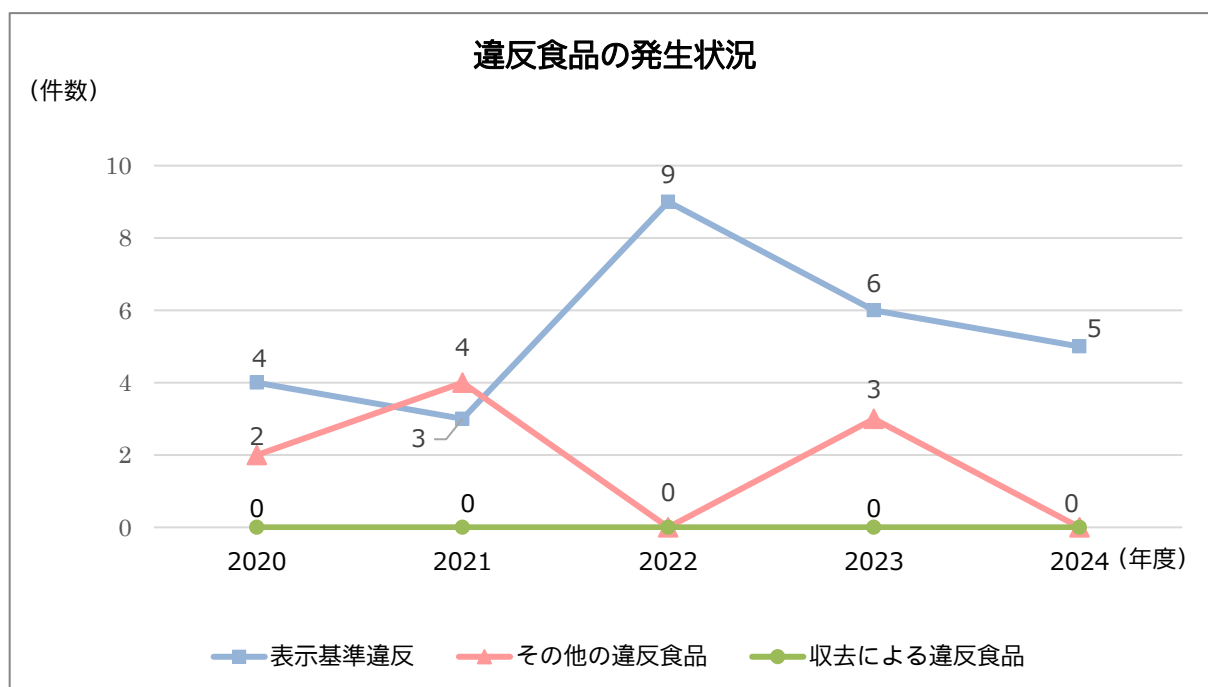
食中毒は、食品等事業者はもとより、家庭でも発生する可能性があることから、市民に対しても食中毒の発生防止に向けた取り組みが必要です。



〈郡山市食品衛生監視指導計画 実施結果報告書〉

(3) 違反食品の発生状況

市内で製造・販売される食品の収去検査を実施するとともに、食品関係営業施設への立入検査を実施しています。食品製造施設等から違反食品を出さないように監視指導することが必要です。



〈郡山市食品衛生監視指導計画 実施結果報告書〉

(4) 放射性物質の検査結果

平成 23（2011）年 3 月に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の放出に伴い、原発事故後の食品の放射性物質検査が行われていますが、食品に対する不安の解消及び安全・安心な食生活を確保するため、食品の流通・消費の各段階における放射性物質検査は必要です。

● 流通段階における検査

食品中の放射性物質検査・食肉(豚、馬等)の 放射性物質スクリーニング検査結果	
基準値を超過した件数	検体数
0 件	1,404 件

〈2024 年度結果 生活衛生課・食肉衛生検査所〉

● 消費段階における検査

自家消費野菜等放射能検査結果	
基準値を超過した件数	検体数
24 件*	184 件

基準値を超過した件数の内訳	
食品名	件数
きのこ	22 件
山菜	2 件
猪肉・熊肉・鹿肉	0 件
上記以外（果実など）	0 件

〈2024 年度結果 保健所総務課〉

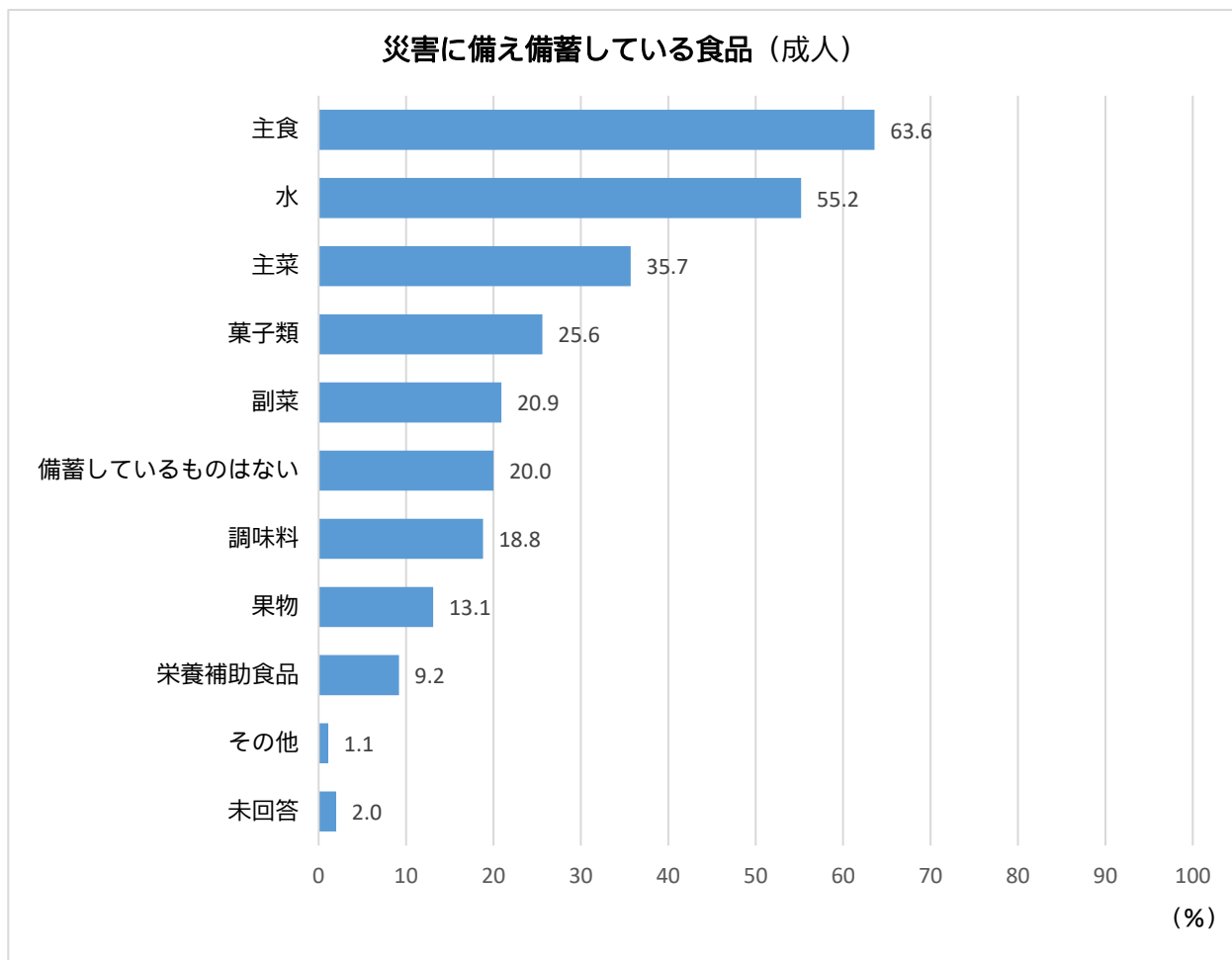
*きのこ、山菜などで基準値を超える放射性セシウムが検出された原因としては、主な採取場所である山林が除染されていないこと、きのこ類は放射性セシウムが集積しやすいこと、山菜はきのこ類ほどではないが種類によっては比較的高濃度の放射性セシウムが検出されていることなどが考えられます。

(5) 災害に備え備蓄している食品・備蓄している日数

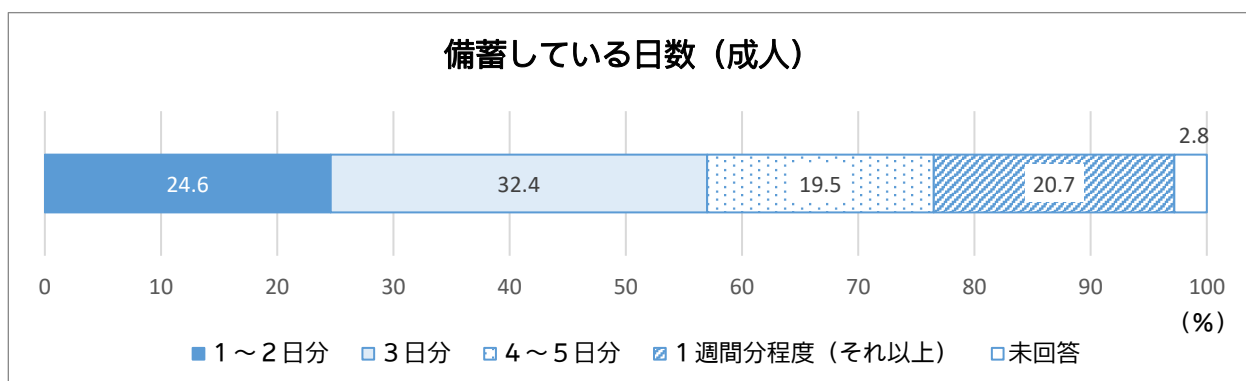
災害に備えて備蓄している食品は、主食が最も多く、次いで水、主菜となっています。

備蓄している量に関しては、3日分が3割と最も多く、1週間分程度備蓄している人は2割でした。

災害に備えての備蓄は、家庭での取り組みも重要であり、食料品の備蓄を最低でも3日分、できれば1週間分程度備蓄する取り組みの推進が必要です。



主食：米、レトルトご飯、アルファ米、缶詰パン、カップ麺等
 主菜：肉・魚・豆などの缶詰・レトルト食品、充填豆腐等
 副菜：野菜の缶詰・レトルト食品、野菜ジュース等
 果物：缶詰、ドライフルーツ、果物ジュース等



〈2024 年度 郡山市食育に関するアンケート〉

郡山市健康づくり推進懇談会開催要綱

(趣旨)

第1条 本市の実情や特性を活かした健康づくりに関する施策を総合的かつ効果的に推進するに当たり、専門的な見地及び市民の立場から幅広く意見を求めることを目的として、郡山市健康づくり推進懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

(懇談会の構成)

第2条 懇談会は、委員20人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が依頼する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係する団体から推薦された者
- (3) 健康増進や食育について深い関心のある市民

2 委員への依頼期間は、3年以内とする。

3 懇談会には座長を置き、委員の中から互選により選出する。

(会議)

第3条 懇談会の会議は、市長が招集する。

2 会議は、座長が進行する。

3 座長に事故あるときは、あらかじめ座長が指名する者が会議を進行する。

(庶務)

第4条 懇談会の庶務は、保健福祉部保健所健康づくり課において処理する。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の開催に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年8月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

郡山市健康づくり推進懇談会委員名簿

任期：令和7年3月5日から令和10年3月4日まで

委員名	所属団体	役職等	備考
つばい 永保 坪井 永保	一般社団法人郡山医師会	会 長	
わしづか 将人 鷲塚 将人	一般社団法人郡山歯科医師会	常 務 理 事	
すずき さきこ 鈴木 紗希子	一般社団法人郡山薬剤師会	理 事	
ごらい ひとみ 牛来 ひとみ	公益社団法人福島県看護協会郡山支部	役 員	
ごとう 桂子 後藤 桂子	公益社団法人福島県栄養士会	会 員	
やなぎだ としこ 柳田 利子	郡山市保健委員会	副 会 長	
ましこ としみつ 増子 俊満	一般社団法人郡山労働基準協会	専 務 理 事	
ふじた こうし 藤田 浩志	郡山農業青年会議所	会 長	
かんの あきこ 菅野 朗子	郡山市認可保育所長会	書 記	
さっさ たかこ 左雨 貴子	郡山市小中学校長会学校給食研究会	会 長	
いとう てるな 伊藤 央奈	郡山女子大学	准 教 授	
えんどう かずひろ 遠藤 和博	福島県リハビリテーション専門職団体協議会	県 中 支 部 長 支 部 長	
すずき ふみこ 鈴木 文子	郡山市スポーツ・レクリエーション協会	副 会 長	令和7年7月10日付け退任
のむら かずこ 野村 和子			令和7年7月24日付け就任
こうた りこ 幸田 璃子	福島県立安積黎明高等学校	学 生	
すずき かける 鈴木 翔	公募委員	—	
おおはし れいこ 大橋 礼子	公募委員	—	

郡山市健康づくり推進懇談会連絡調整会議設置要綱

(設置)

第1条 本市の実情や特性を活かした健康づくりに関する施策を総合的かつ効果的に推進するため関係各課の連携を図ることを目的として、郡山市健康づくり推進懇談会連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 連絡調整会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 郡山市健康づくり推進懇談会における協議に関すること。
- (2) 計画の進行状況の把握及び評価に関すること。
- (3) 市民総参加のための情報収集、情報交換に関すること。
- (4) その他健康づくりの推進に関すること。

(組織)

第3条 連絡調整会議は、会長、副会長各1人及び委員をもって組織する。

- 2 会長には保健所次長、副会長には保健所健康づくり課長をもって充てる。
- 3 委員には別表に掲げる所属の長をもって充てる。
- 4 会長は、連絡調整会議を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 会議は、会長が召集し、会長が議長となる。

- 2 会長は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の職員の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(幹事会)

第5条 連絡調整会議に必要な事項について調査、検討を行うため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、会長の命を受け、調査、検討の経過及び結果を連絡調整会議に報告する。
- 3 幹事会は、別表に掲げる所属の長が指名する者をもって組織し、保健所健康づくり課長補佐が座長となる。

(庶務)

第6条 連絡調整会議の庶務は、保健福祉部保健所健康づくり課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡調整会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成14年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年8月10日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年9月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条、第5条関係）

部局名	課名
総務部	職員厚生課
市民部	ダイバーシティ推進課
	国民健康保険課
	セーフコミュニティ課
文化スポーツ観光部	スポーツ振興課
	観光政策課
環境部	5 R推進課
保健福祉部	保健福祉総務課
	障がい福祉課
	健康長寿課
	地域包括ケア推進課
	保健所総務課
	保健所健康政策課
	保健所保健・感染症課
	保健所生活衛生課
	保健所食肉衛生検査所
こども部	こども総務企画課
	子育て給付課
	こども家庭課
	保育課
農商工部	農業政策課
	園芸畜産振興課
	総合地方卸売市場管理事務所
	産業雇用政策課
学校教育部	学校管理課
上下水道局	上下水道局総務課
農業委員会	事務局

計画策定までの経過

期 日	内 容
令和6(2024)年 5月20日	令和6(2024)年度第1回郡山市健康づくり推進懇談会連絡調整会議 ・食育に関する市民アンケートについて
令和6(2024)年 6月6日	令和6(2024)年度第1回郡山市健康づくり推進懇談会 ・食育に関する市民アンケート調査について
令和6(2024)年 8月19日～9月18日	郡山市食育に関するアンケート ① 無作為抽出(回答率42.9%) (成人2,389人、母子869人、飲食店等281店舗、特定給食施設321施設) ② 市内の小学4年生及び6年生、中学生、高校生(回答率91.9%) (小学生1,120人、中学生911人、高校生660人)
令和7(2025)年 1月31日	令和6(2024)年度第2回郡山市健康づくり推進懇談会連絡調整会議 ・郡山市食育に関するアンケート結果 ・第四次郡山市食育推進計画評価(案)
令和7(2025)年 2月13日	令和6(2024)年度第2回郡山市健康づくり推進懇談会 ・郡山市食育に関するアンケート結果 ・第四次郡山市食育推進計画評価(案)
令和7(2025)年 5月13日	令和7(2025)年度第1回郡山市健康づくり推進懇談会連絡調整会議 ・第四次郡山市食育推進計画最終評価(案) ・第五次郡山市食育推進計画(骨子案)
令和7(2025)年 6月5日	令和7(2025)年度第1回郡山市健康づくり推進懇談会 ・第四次郡山市食育推進計画最終評価(案) ・第五次郡山市食育推進計画(骨子案)
令和7(2025)年 7月11日	令和7(2025)年度第2回郡山市健康づくり推進懇談会連絡調整会議 ・第五次郡山市食育推進計画(素案)
令和7(2025)年 8月28日	令和7(2025)年度第2回郡山市健康づくり推進懇談会 ・第五次郡山市食育推進計画(素案)
令和7(2025)年 10月10日	令和7(2025)年度第3回郡山市健康づくり推進懇談会連絡調整会議 ・第五次郡山市食育推進計画(最終案)
令和7(2025)年 11月13日	令和7(2025)年度第3回郡山市健康づくり推進懇談会 ・第五次郡山市食育推進計画(最終案)
令和7(2025)年12月 ～令和8(2026)年1月	パブリックコメント
令和8(2026)年3月	第五次郡山市食育推進計画策定

食育基本法（平成十七年六月十七日法律第六十三号）

最終改正：平成二七年九月一日法律第六六号

前文

第一章 総則（第一条―第十五条）

第二章 食育推進基本計画等（第十六条―第十八条）

第三章 基本的施策（第十九条―第二十五条）

第四章 食育推進会議等（第二十六条―第三十三条）

附則

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられて

いる課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成）

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

（食に関する感謝の念と理解）

第三条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

（食育推進運動の展開）

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

（子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割）

第五条 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

（食に関する体験活動と食育推進活動の実践）

第六条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われな

なければならない。

(伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献)

第七条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配慮し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

(食品の安全性の確保等における食育の役割)

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

(国の責務)

第九条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(教育関係者等及び農林漁業者等の責務)

第十一条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健（以下「教育等」という。）に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体（以下「教育関係者等」という。）は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体（以下「農林漁業者等」という。）は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

(食品関連事業者等の責務)

第十二条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体（以下「食品関連事業者等」という。）は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策

その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

（国民の責務）

第十三条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

（法制上の措置等）

第十四条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第十五条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 食育推進基本計画等

（食育推進基本計画）

第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

二 食育の推進の目標に関する事項

三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを農林水産大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県食育推進計画）

第十七条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県（都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議）は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

(市町村食育推進計画)

第十八条 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 市町村（市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議）は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

第三章 基本的施策

(家庭における食育の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(学校、保育所等における食育の推進)

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

(地域における食生活の改善のための取組の推進)

第二十一条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

(食育推進運動の展開)

第二十二条 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他

の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承のための活動への支援等)

第二十四条 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進)

第二十五条 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第四章 食育推進会議等

(食育推進会議の設置及び所掌事務)

第二十六条 農林水産省に、食育推進会議を置く。

2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。

二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第二十七条 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内をもって組織する。

(会長)

第二十八条 会長は、農林水産大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十九条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 農林水産大臣以外の国務大臣のうちから、農林水産大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者

二 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、農林水産大臣が任命する者

2 前項第二号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第三十条 前条第一項第二号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の委員は、再任されることができる。

(政令への委任)

第三十一条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県食育推進会議)

第三十二条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村食育推進会議)

第三十三条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二十一年六月五日法律第四九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第四十八号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成二七年九月一一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

(食育基本法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に第二十五条の規定による改正前の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれている食育推進会議は、第二十五条の規定による改正後の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれる食育推進会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める

第五次郡山市食育推進計画

令和 8（2026）年 3 月

■ 発行 郡山市

■ 編集 郡山市保健福祉部保健所健康づくり課

〒963-8024

福島県郡山市朝日二丁目 15 番 1 号

TEL：024-924-2900 FAX：024-934-2960